

1 鹿児島海区漁場計画の内容

漁業権に関する事項

- (1) 漁場番号, 漁業種類, 個別漁業権又は団体漁業権の別(区画漁業権に限る), 漁業の名称, 漁業の時期, 漁場の位置, 漁場の区域, 条件, 関係地区

別紙のとおり

(2) 存続期間

① 共同漁業権

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

② 区画漁業

(ア) 第1種区画漁業

A 魚類養殖業(魚類小割式養殖業, くろまぐろ小割式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

B のり養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

C わかめ養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

D ひじき養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

E 真珠母貝養殖業(真珠母貝垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

F ひおうぎがい養殖業(ひおうぎがい垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

G あわび養殖業(あわび垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

H かき養殖業(かき垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

I 真珠養殖業

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(イ) 第3種区画漁業

J あさり・はまぐり養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

③ 定置漁業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

鹿児島海区漁場計画

	ページ
(1) 共同漁業	
1～3種共同漁業	1
3種共同漁業（つきいそ）	33
3種共同漁業（飼付）	40
3種共同漁業（めじな飼付）	41
(2) 区画漁業	
ア 魚類養殖業	45
イ のり養殖業	69
ウ わかめ養殖業	83
エ ひじき養殖業	90
オ 真珠母貝養殖業	92
カ ひおうぎがい養殖業	93
キ あわび養殖業	97
ク かき養殖業	99
ケ 真珠養殖業	105
コ あさり・はまぐり養殖業	106
(3) 定置網漁業	108

1. 鹿 児 島 海 区

(1) 共 同 漁 業

漁 場 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿 共 第 1 号	第 1 種 共同漁業	ふのり漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 かき漁業 あわび漁業 たかせがい 漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " " " "	出水郡長 島町(旧 東町)地 先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 点シ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 片側港 次の点A, 点B及び点Cを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A 防波堤(西)北端 点B 防波堤(東)西端 点C 点Bから真方位50度の線と対岸との交点</p> <p>2 宮之浦港 内防波堤(西)東端と内防波堤(東)西端を結ぶ線以内の区域</p> <p>3 瀬戸港 (1) 次の点A, 点B及び点Cを順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた区域 点A 護岸兼物揚場東端 点B 点Aから真方位151度, 90メートルの点 点C 点Bから真方位253度の線と対岸との交点 (2) 次の点D, 点Eを結ぶ直線と陸岸によって囲まれた区域 点D 防波堤(東)西端 点E 点Dから真方位311度の線と対岸との交点</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 05' 55" E 130° 09' 03" (旧東町と旧長島町との南側境界の基点標石) 基点2 N 32° 12' 19" E 130° 08' 53" (旧東町と旧長島町との北側境界の基点標石) 点ア N 32° 05' 07" E 130° 07' 34" 点イ N 32° 04' 25" E 130° 09' 29" 点ウ N 32° 05' 28" E 130° 10' 10" 点エ N 32° 06' 23" E 130° 10' 28" 点オ N 32° 07' 08" E 130° 11' 04" 点カ N 32° 09' 16" E 130° 13' 16" 点キ N 32° 12' 09" E 130° 13' 36" 点ク N 32° 12' 20" E 130° 14' 33" 点ケ N 32° 16' 23" E 130° 18' 06" 点コ N 32° 17' 54" E 130° 17' 28" 点サ N 32° 19' 31" E 130° 14' 17" 点シ N 32° 14' 00" E 130° 07' 29"</p>	な し	出水郡長 島町の旧 東町の区 域
	第 2 種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 えび建網漁業 かれい建網 漁業 きびなご建網 漁業 いか雑魚追込 網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " "				
鹿 共 第 2 号	第 1 種 共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま 漁業 まがきがい 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	出水郡長 島町(旧 長島町) 地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>指江港 次の点A, 点B, 点C及び点Dを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 防波堤(南)燈台 点A 基点から真方位158度の線と対岸との交点 点B 防波堤南端 点C 防波堤北西端 点D 防波堤(北)西端</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 05' 55" E 130° 09' 03" (旧東町と旧長島町との南側境界の基点標石)</p>	な し	出水郡長 島町の旧 長島町の 区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "		基点2 N 32° 12' 19" E 130° 08' 53" (旧東町と旧長島町との北側境界の基点標石) 点ア N 32° 05' 07" E 130° 07' 34" 点イ N 32° 07' 25" E 130° 05' 25" 点ウ N 32° 10' 47" E 130° 05' 05" 点エ N 32° 12' 54" E 130° 05' 58" 点オ N 32° 14' 00" E 130° 07' 29"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 いか追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " 4月1日～6月30日 1月1日～12月31日 "				
鹿共第3号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 みりん漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 あわび漁業 しゃこ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " "	出水市地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点8を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点2と基点3を結ぶ線から下流の広瀬川及び基点4と基点5及び基点6と基点7をそれぞれ結ぶ線から下流の高尾野川及び野田川の区域を含む)。ただし、次の区域を除く。 米之津港 次の点A, 点Bを直線で結び, 点B, 点Cを半径35メートルの4分の1円で結び, 点C, 点D, 点E, 点Fを順次に直線で結び, 点F, 点Gを半径25メートルの4分の1円で結び, 点G, 点H, 点Iを順次に直線で結び, 点I, 点Jを半径25メートルの4分の1円で結び, 点J, 点K, 点Lを直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 点A N 32° 08' 03" E 130° 20' 36" 点B N 32° 08' 05" E 130° 20' 36" 点C N 32° 08' 06" E 130° 20' 35" 点D N 32° 08' 07" E 130° 20' 19" 点E N 32° 08' 06" E 130° 20' 18" 点F N 32° 08' 07" E 130° 20' 13" 点G N 32° 08' 06" E 130° 20' 11" 点H N 32° 08' 01" E 130° 20' 11" 点I N 32° 07' 57" E 130° 20' 08" 点J N 32° 07' 56" E 130° 20' 08" 点K N 32° 07' 57" E 130° 20' 18" 点L N 32° 07' 55" E 130° 20' 21"	米之津川, 野田川及び高尾野川の区域では, さく河魚類のさく上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	出水市
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 えび建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 3月1日～12月31日 3月1日～12月31日 1月1日～12月31日 " "		基点及び点の位置 基点1 N 32° 10' 05" E 130° 21' 39" (出水市境川河口中央基点標石) 基点2 N 32° 06' 57.5" E 130° 20' 17.8" (米之津川の米之津橋右岸下流側橋脚) 基点3 N 32° 06' 56.1" E 130° 20' 13.9" (米之津川の米之津橋左岸下流側橋脚) 基点4 N 32° 05' 35.8" E 130° 16' 41.8" (高尾野川の松本橋右岸上流側橋脚) 基点5 N 32° 05' 35.4" E 130° 16' 39.2" (高尾野川の松本橋左岸上流側橋脚) 基点6 N 32° 05' 31.9" E 130° 16' 26.6" (野田川の荒崎橋右岸上流側橋脚) 基点7 N 32° 05' 31.1" E 130° 16' 28.9" (野田川の荒崎橋左岸上流側橋脚) 基点8 N 32° 07' 41" E 130° 13' 59" (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 19' 24"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					点イ N 32° 12' 9" E 130° 13' 36" 点ウ N 32° 9' 16" E 130° 13' 16"		
鹿共第4号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " " "	阿久根市 脇本地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 黒之浜港 外防波堤北端と護岸(防波)上南端を結ぶ線, 防波堤(南)東端と同東端から真方位 78度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 32° 04' 06" E 130° 12' 19" (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 07' 41" E 130° 13' 59" (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 03' 08" E 130° 08' 33" 点イ N 32° 04' 25" E 130° 09' 29" 点ウ N 32° 05' 28" E 130° 10' 10" 点エ N 32° 06' 23" E 130° 10' 28" 点オ N 32° 07' 08" E 130° 11' 04" 点カ N 32° 09' 16" E 130° 13' 16"	なし	阿久根市 脇本
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第5号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " " " "	阿久根市 阿久根地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(点ウと点エを結んだ線の折口川下流, 点オと点カを結んだ線の高松川下流の区域を含む)によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 32° 04' 06" E 130° 12' 19" (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 00' 28" E 130° 10' 51" (阿久根市西目, 波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 点ア N 32° 03' 08" E 130° 08' 33" 点イ N 32° 00' 21" E 130° 09' 39" 点ウ N 32° 03' 41.5" E 130° 12' 39.4" (折口橋の右岸下流側) 点エ N 32° 03' 40.0" E 130° 12' 39.9" (折口橋の左岸下流側) 点オ N 32° 01' 04.4" E 130° 11' 37.7" (港橋の右岸下流側) 点カ N 32° 01' 02.8" E 130° 11' 37.4" (港橋の左岸下流側)	なし	阿久根市 (阿久根市脇本・同市西目を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第6号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	阿久根市 西目地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 32° 00' 28" E 130° 10' 51"	なし	阿久根市 西目

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "		(阿久根市西目、波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 基点2 N 31° 58' 39" E 130° 12' 07" (阿久根市牛之浜小島基点標石) 点ア N 32° 00' 21" E 130° 09' 39" 点イ N 31° 59' 20" E 130° 10' 00" 点ウ N 31° 58' 29" E 130° 10' 27"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第7号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " "	阿久根市牛之浜地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 58' 39" E 130° 12' 07" (阿久根市牛之浜小島基点標石) 基点2 N 31° 55' 40" E 130° 13' 12" (阿久根市と薩摩川内市との境界の基点標石) 点ア N 31° 58' 29" E 130° 10' 27" 点イ N 31° 55' 32" E 130° 11' 56"	なし	阿久根市(阿久根市脇本・同市西目を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第8号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日	薩摩川内市西方沖合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 57' 26" E 130° 08' 47" 点イ N 31° 57' 29" E 130° 10' 08" 点ウ N 31° 55' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 31° 55' 05" E 130° 07' 27"	なし	阿久根市(阿久根市脇本を除く)・薩摩川内市の旧川内市の区域
鹿共第9号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 つきひがい漁業	1月1日～12月31日 " " " "	薩摩川内市(旧川内市)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点3を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 基点2と点オを結ぶ線から上流の川内川の区域 2 川内港	なし	薩摩川内市の旧川内市の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		なまこ漁業 ばい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 からすがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "		<p>次の点 a, 点 b, 点 c, 点 d, 点 e, 点 f, 点 g, 点 h, 点 i, 点 j, 点 k, 点 l, 点 m, 点 n, 点 o, 点 p, 点 q 及び点 r を順次に直線で結ぶ線及び点 r から導流堤基部までの線並びに陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点 a N 31° 52' 03" E 130° 12' 07" 点 b N 31° 52' 15" E 130° 11' 42" 点 c N 31° 52' 22" E 130° 11' 43" 点 d N 31° 52' 24" E 130° 11' 29" 点 e N 31° 52' 15" E 130° 11' 28" 点 f N 31° 52' 01" E 130° 11' 22" 点 g N 31° 52' 00" E 130° 11' 25" 点 h N 31° 51' 34" E 130° 11' 14" 点 i N 31° 51' 37" E 130° 11' 06" 点 j N 31° 51' 38" E 130° 11' 05" 点 k N 31° 51' 28" E 130° 10' 39" 点 l N 31° 51' 25" E 130° 10' 41" 点 m N 31° 51' 21" E 130° 10' 51" 点 n N 31° 51' 19" E 130° 10' 50" 点 o N 31° 51' 15" E 130° 11' 04" 点 p N 31° 51' 13" E 130° 11' 02" 点 q N 31° 51' 08" E 130° 11' 09" 点 r N 31° 51' 13" E 130° 11' 15"</p> <p>3 西方港 南防波堤西端と北防波堤西端を結ぶ線以内の港内</p> <p>4 原子力発電所港 点 a, 点 b, 点 c, 点 d, 点 e, 点 f 及び点 g を順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点 a N 31° 50' 21" E 130° 11' 23" 点 b N 31° 50' 24" E 130° 11' 13" 点 c N 31° 50' 19" E 130° 10' 51" 点 d N 31° 50' 06" E 130° 10' 34" 点 e N 31° 49' 50" E 130° 10' 49" 点 f N 31° 49' 47" E 130° 11' 04" 点 g N 31° 49' 42" E 130° 11' 09"</p> <p>基点及び基点の位置 基点 1 N 31° 55' 40" E 130° 13' 12" (薩摩川内市と阿久根市との境界の基点標石) 基点 2 N 31° 51' 01" E 130° 11' 53" (川内港の導流堤) 基点 3 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部) 点ア N 31° 55' 32" E 130° 11' 56" 点イ N 31° 53' 03" E 130° 10' 22" 点ウ N 31° 49' 27" E 130° 08' 30" 点エ N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点オ N 31° 50' 38" E 130° 11' 43"</p>		
	第 2 種 共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				
	第 3 種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第10号	第 1 種 共同漁業	はまぐり漁業 おきあさり漁業 しじみ漁業	1月1日～12月31日 " "	川内川の河口	<p>基点 1 と点アを結ぶ線, 基点 2 と点イを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点 1 N 31° 51' 01" E 130° 11' 53" (川内港の導流堤) 基点 2 N 31° 49' 47.0" E 130° 13' 30.9" (薩摩川内市高江と久見崎の大字境界の基点標石) 点ア N 31° 50' 38" E 130° 11' 43" 点イ N 31° 50' 07.2" E 130° 13' 29.9"</p>	さく河魚類のさく上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	薩摩川内市の旧川内市の区域
	第 2 種 共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第11号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 たかせがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " "	薩摩川内市里町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 里港の次の区域を除く。 1 旧東港 防波堤(東)南端と西側防波堤東端を結ぶ線以内の港内 2 船だまり 東側防波堤西端と西側防波堤東端を結ぶ線以内の港内 3 西港 防波堤(南)西端と防波堤(西)南端を結ぶ線以内の港内 基点及び点の位置 基点1 N 31° 48' 42" E 129° 53' 29" (上甕町と里町の南側境界の基点標石) 基点2 N 31° 51' 33" E 129° 52' 47" (上甕村と里町の北側境界の基点標石) 点ア N 31° 48' 11" E 129° 53' 40" 点イ N 31° 48' 15" E 129° 55' 26" 点ウ N 31° 50' 18" E 129° 56' 29" 点エ N 31° 52' 12" E 130° 00' 27" 点オ N 31° 53' 14" E 130° 00' 19" 点カ N 31° 52' 39" E 129° 54' 10" 点キ N 31° 52' 00" E 129° 53' 08"	なし	薩摩川内市里町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 きびなご建網漁業 いかかき網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "				
	第3種共同漁業	かます船びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第12号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	薩摩川内市上甕町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点3, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 48' 42" E 129° 53' 29" (上甕町と里町の南側境界の基点標石) 基点2 N 31° 51' 33" E 129° 52' 47" (上甕町と里町の北側境界の基点標石) 基点3 N 31° 47' 24" E 129° 48' 28" (沖ノ瀬上) 点ア N 31° 48' 11" E 129° 53' 40" 点イ N 31° 45' 50" E 129° 50' 01" 点ウ N 31° 46' 12" E 129° 48' 43" 点エ N 31° 47' 52" E 129° 47' 23" 点オ N 31° 49' 40" E 129° 49' 26" 点カ N 31° 51' 34" E 129° 48' 04" 点キ N 31° 53' 29" E 129° 50' 08" 点ク N 31° 53' 16" E 129° 51' 40" 点ケ N 31° 52' 00" E 129° 53' 08"	なし	薩摩川内市上甕町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 めじな建干網漁業 きびなご建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第13号	第1種共同漁業	ふのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 たかせがい漁業 あなご漁業 あわび漁業 みな漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " "	薩摩川内市鹿島町地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点3, 点ウ, 点エ, 基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 47" E 129° 46' 34" (下甕町と鹿島町の東側境界の基点標石) 基点2 N 31° 44' 13" E 129° 44' 37" (鹿島町と下甕町の西側境界の基点標石) 基点3 N 31° 47' 24" E 129° 48' 28" (沖ノ瀬) 点ア N 31° 43' 34" E 129° 47' 09" 点イ N 31° 45' 56" E 129° 48' 47" 点ウ N 31° 48' 04" E 129° 46' 54" 点エ N 31° 45' 07" E 129° 44' 05"	なし	薩摩川内市鹿島町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 きびなご狩刺網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "				
	第3種共同漁業	かます船びき網漁業	6月1日～10月31日				
鹿共第14号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 とさかのり漁業 たかせがい漁業 あなご漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 みな漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " "	薩摩川内市下甕町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 長浜港 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F及び点Gを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。 点A 東側防波堤基部 点B 点Aから真方位18度, 180メートルの点 点C 点Bから真方位288度の線と防波堤との交点 点D 防波堤の北東端 点E 防波堤(東)の南端 点F 防波堤(東)の北東端 点G 防波堤(北)の護岸基部	なし	薩摩川内市下甕町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぶり建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚狩刺網漁業 かます追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "				
			基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 47" E 129° 46' 34" (旧下甕村と旧鹿島村の東側境界の基点標石) 基点2 N 31° 44' 13" E 129° 44' 37" (旧鹿島村と旧下甕村の西側境界の基点標石) 点ア N 31° 43' 34" E 129° 47' 09" 点イ N 31° 41' 15" E 129° 45' 15" 点ウ N 31° 39' 17" E 129° 44' 49" 点エ N 31° 36' 29" E 129° 42' 57" 点オ N 31° 36' 42" E 129° 40' 28" 点カ N 31° 37' 59" E 129° 39' 16"				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		小型定置網漁業	1月1日～12月31日		点キ N 31° 39' 28" E 129° 38' 34" 点ク N 31° 40' 04" E 129° 39' 30" 点ケ N 31° 41' 31" E 129° 40' 02" 点コ N 31° 44' 00" E 129° 42' 13" 点サ N 31° 45' 07" E 129° 44' 05"		
	第3種共同漁業	たい地こぎ網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第15号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	いちき串木野市羽島及び薩摩川内市土川地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部) 基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石) 点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"</p>	なし	いちき串木野市羽島
	第2種共同漁業	磯建網漁業 雑魚建網漁業 いか建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "				
鹿共第16号	第1種共同漁業	ばい漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	いちき串木野市本浦地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 串木野新港 次の点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 点シ, 点ス, 点セ, 点ソ, 点タ, 点チ, 点ツ, 点テ, 点ト, 点ナ及び点ニを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点ウ N 31° 43' 18" E 130° 15' 37" 点エ N 31° 43' 10" E 130° 15' 12" 点オ N 31° 43' 06" E 130° 15' 00" 点カ N 31° 43' 08" E 130° 14' 59" 点キ N 31° 43' 07" E 130° 14' 58" 点ク N 31° 43' 05" E 130° 14' 52" 点ケ N 31° 43' 03" E 130° 14' 52" 点コ N 31° 43' 02" E 130° 14' 50" 点サ N 31° 43' 10" E 130° 14' 50" 点シ N 31° 43' 31" E 130° 14' 36" 点ス N 31° 43' 35" E 130° 14' 27" 点セ N 31° 43' 38" E 130° 14' 22" 点ソ N 31° 43' 39" E 130° 14' 17" 点タ N 31° 43' 39" E 130° 14' 16" 点チ N 31° 43' 40" E 130° 14' 09" 点ツ N 31° 43' 41" E 130° 14' 09" 点テ N 31° 43' 42" E 130° 14' 08" 点ト N 31° 43' 50" E 130° 14' 11" 点ナ N 31° 43' 57" E 130° 14' 01" 点ニ N 31° 44' 10" E 130° 14' 06"</p> <p>2 石油備蓄基地</p>	なし	いちき串木野市本浦
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					<p>次の点ヌを中心とする半径810メートルの円で囲まれた区域及び点ネ、点ノ、点ハ及び点ヒを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。 ただし、串木野新港の区域を除く。</p> <p>点ヌ N 31° 43' 12" E 130° 13' 41" 点ネ N 31° 43' 24" E 130° 14' 08" 点ノ N 31° 43' 50" E 130° 14' 56" 点ハ N 31° 43' 52" E 130° 14' 55" 点ヒ N 31° 43' 27" E 130° 14' 06"</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 29" E 130° 15' 52" (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石) 点ア N 31° 42' 49" E 130° 11' 28" 点イ N 31° 40' 57" E 130° 13' 39"</p>		
鹿共第17号	第1種共同漁業	ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	いちき串木野市島平地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。</p> <p>八房川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41' 55.7" E 130° 17' 17.2" (八房橋右岸上流側) 点オ N 31° 41' 53.7" E 130° 17' 17.3" (八房橋左岸上流側)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 29" E 130° 15' 52" (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石) 基点2 N 31° 41' 52" E 130° 17' 18" (旧串木野市と旧市来町との境界の基点標石) 点ア N 31° 40' 57" E 130° 13' 39" 点イ N 31° 39' 58" E 130° 14' 36" 点ウ N 31° 41' 40" E 130° 17' 03"</p>	なし	いちき串木野市島平
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第18号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ばい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	いちき串木野市(旧市来町)地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。</p> <p>大里川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41' 29.7" E 130° 17' 23.4" (日之出橋右岸下流側) 点オ N 31° 41' 27.6" E 130° 17' 19.6" (日之出橋左岸下流側)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 52" E 130° 17' 18" (旧市来町と旧串木野市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 39' 31" E 130° 18' 58" (いちき串木野市と日置市との境界の基点標石) 点ア N 31° 41' 40" E 130° 17' 03" 点イ N 31° 39' 58" E 130° 14' 36" 点ウ N 31° 38' 14" E 130° 16' 11"</p>	なし	いちき串木野市の旧市来町の区域
	第2種共同漁業	たい雑魚建網漁業 いか、こち建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第19号	第1種共同漁業	つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	日置市(旧東市来町・旧日吉町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の神之川の区域及び基点5と基点6を結ぶ線から下流の江口川の区域を含む。)によって囲まれた区域。</p> <p>基点及びび点の位置 基点1 N 31° 39' 31" E 130° 18' 58" (日置市といちき串木野との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33' 19" E 130° 19' 59" (旧日吉町と旧吹上町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 37' 21.4" E 130° 19' 59.6" (神之川橋右岸下流側) 基点4 N 31° 37' 19.2" E 130° 20' 00.7" (神之川橋左岸下流側) 基点5 N 31° 39' 10.3" E 130° 19' 23.8" (江口橋右岸下流側) 基点6 N 31° 39' 08.8" E 130° 19' 24.7" (江口橋左岸下流側) 点ア N 31° 38' 14" E 130° 16' 11" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 16' 48" 点ウ N 31° 33' 16" E 130° 16' 49"</p>	なし	日置市の旧東市来町・旧日吉町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第20号	第1種共同漁業	つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	日置市(旧吹上町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及びび点の位置 基点1 N 31° 33' 19" E 130° 19' 59" (旧吹上町と旧日吉町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 29' 27" E 130° 18' 50" (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 点ア N 31° 33' 16" E 130° 16' 49" 点イ N 31° 29' 37" E 130° 15' 41"</p>	なし	日置市の旧吹上町の区域
	第2種共同漁業	あじ底刺網漁業 ひらめ雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 たい地こぎ網漁業	1月1日～12月31日 11月1日～翌年5月31日				
鹿共第21号	第1種共同漁業	ばかがい漁業 つきひがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	南さつま市(旧加世田市及び旧金峰町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点3と点ウを結んだ直線から下流の万之瀬川の区域を含む。)</p> <p>基点及びび点の位置 基点1 N 31° 29' 27" E 130° 18' 50" (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 24' 38" E 130° 14' 08" (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 26' 26" E 130° 17' 58" (万之瀬川下流左岸南さつま市加世田益山堂美木鼻基点標石) 点ア N 31° 29' 37" E 130° 15' 41" 点イ N 31° 27' 06" E 130° 12' 51" 点ウ N 31° 26' 48" E 130° 17' 55"</p>	なし	南さつま市の旧加世田市・旧金峰町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第22号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 みくりがい漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	南さつま市笠沙町片浦(野間池, 黒瀬を除く)及び大浦町地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 24' 38" E 130° 14' 08" (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下))</p> <p>点ア N 31° 27' 06" E 130° 12' 51" 点イ N 31° 26' 48" E 130° 09' 22"</p>	なし	南さつま市笠沙町(野間池を除く) ・大浦町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第23号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	南さつま市笠沙町野間池地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び点ウを順次に直線で結んだ線, 点ウから点エまでの最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線, 点エ, 基点2及び点オを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下)) 基点2 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町野間池大黒瀬) 点ア N 31° 26' 48" E 130° 09' 22" 点イ N 31° 26' 18" E 130° 07' 14" 点ウ N 31° 25' 44" E 130° 06' 13" 点エ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点オ N 31° 23' 06" E 130° 09' 10"</p>	なし	南さつま市笠沙町野間池
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	いさき・かます寄網漁業 ぼらまわし網漁業	1月1日～12月31日 "				
鹿共第24号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	南さつま市笠沙町黒瀬地先	<p>基点1と点アを結んだ線, 基点2と点イを結んだ線, 最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 00" E 130° 11' 26" (旧笠沙町黒瀬と旧坊津町秋目との境界の基点標石)</p> <p>点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 21' 43" E 130° 11' 05"</p>	なし	南さつま市笠沙町(野間池を除く) ・大浦町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第25号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " "	南さつま市笠沙町黒瀬地先	点ア, 基点1, 点イを順次に直線で結んだ線, 基点2, 点ウ, 点エを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (南さつま市笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点ウ N 31° 21' 57" E 130° 10' 18" 点エ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29"	なし	南さつま市笠沙町(野間池を除く) ・大浦町
鹿共第26号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "	南さつま市坊津町秋目及び沖秋目島地先	基点1と点アを結んだ線, 基点2と点イを結んだ線, 最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 22' 00" E 130° 11' 26" (旧坊津町秋目と旧笠沙町黒瀬との境界の基点標石) 基点2 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (旧坊津町久志と旧大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 56" E 130° 11' 20" 点イ N 31° 20' 39" E 130° 12' 30"	なし	南さつま市坊津町秋目
鹿共第27号	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	南さつま市坊津町秋目及び沖秋目島地先	基点1, 点ア, 点イを順次に直線で結んだ線, 基点2と点ウを結んだ線, 最大高潮時海岸線及びその沖合1,000メートルの線並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 基点2 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と南さつま市大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29" 点ウ N 31° 20' 35" E 130° 12' 00"	なし	南さつま市坊津町秋目
鹿共第28号	第1種共同漁業	あおのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	南さつま市坊津町久志地先	基点1と点アを直線で結んだ線, 基点2, 点イ, 点ウ及び点エを順次に直線で結んだ線, 最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と南さつま市大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町久志と南さつま市坊津町泊との境界の基点標石) 点ア N 31° 20' 35" E 130° 12' 00" 点イ N 31° 16' 56" E 130° 12' 42"	1.ドサゴ瀬から双子瀬までの区域においては坊泊漁業協同組合の入漁を拒んではならない。	南さつま市坊津町久志

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 きびなご建網 漁業 あさひがに かかり網 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " "		点ウ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点エ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35"		
鹿共第29号	第1種共同漁業	とさかのり 漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 たかせがい 漁業 からすがい 漁業 うに漁業 かめので漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	南さつま 市坊津町 坊泊地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウを順次に直線で結んだ線, 基点2と点エを結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線, 点ウ, 点エによって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町泊と同町久志との境界の基点標石) 基点2 N 31° 15' 22" E 130° 15' 43" (旧坊津町と枕崎市との境界の基点標石)	ビザゴ瀬から丸木浦麻島に至る区域においては鹿児島県漁業協同組合久志支所の入漁を拒んではならない	南さつま市坊津町坊泊
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 きびなご建網 漁業 雑魚狩刺網 漁業 あさひがにか かり網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "		点ア N 31° 16' 56" E 130° 12' 42" 点イ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点ウ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35" 点エ N 31° 14' 51" E 130° 15' 34"		
鹿共第30号	第1種共同漁業	とさかのり 漁業 とこぶし漁業 くぼがい漁業 あなご漁業 たかせがい 漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	枕崎市地 先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 22" E 130° 15' 43" (枕崎市と南さつま市坊津町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 15' 06" E 130° 22' 05" (南九州市知覧町南別府永沢川荷揚場係船柱(N31° 15' 07" E130° 22' 10")から真方位263度40分の線と対岸との交点(永沢川の河口右岸))	なし	枕崎市
	第2種共同漁業	磯建網漁業 きびなご底刺 網漁業 ぼら建まわし 網漁業 かます寄網 漁業 あさひがにか かり網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "		点ア N 31° 14' 51" E 130° 15' 34" 点イ N 31° 14' 16" E 130° 16' 44" 点ウ N 31° 14' 57" E 130° 18' 02" 点エ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点オ N 31° 15' 02" E 130° 22' 07" 点カ N 31° 15' 07" E 130° 22' 07"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第31号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	南九州市(旧知覧町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 07" E 130° 22' 10" (南九州市知覧町永沢川荷揚場係船柱) 基点2 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 点ア N 31° 15' 07" E 130° 22' 07" 点イ N 31° 15' 02" E 130° 22' 07" 点ウ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点エ N 31° 14' 28" E 130° 24' 34" 点オ N 31° 15' 00" E 130° 24' 39"	なし	南九州市の旧知覧町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第32号	第1種共同漁業	ひじき漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	南九州市(旧穎娃町)及び指宿市(旧開聞町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 基点2 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 点ア N 31° 15' 00" E 130° 24' 39" 点イ N 31° 13' 55" E 130° 24' 28" 点ウ N 31° 13' 46" E 130° 27' 41" 点エ N 31° 12' 02" E 130° 29' 40" 点オ N 31° 10' 36" E 130° 30' 00" 点カ N 31° 09' 43" E 130° 30' 56" 点キ N 31° 09' 19" E 130° 31' 50" 点ク N 31° 09' 50" E 130° 32' 44" 点ケ N 31° 10' 25" E 130° 33' 37"	なし	南九州市の旧穎娃町区域及び指宿市の旧開聞町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぼら建網漁業 ひらめ建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第33号	第1種共同漁業	なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	指宿市(旧開聞町及び旧山川町)地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 基点2 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23"	なし	指宿市の旧開聞町の区域及び旧山川町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第34号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	指宿市(旧山川町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石)	なし	指宿市の旧山川町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 きす建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "		基点2 N 31° 12' 59" E 130° 38' 23" (旧山川町と指宿市との境界の基点標石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 09' 06" E 130° 34' 59" 点ウ N 31° 08' 44" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 10' 24" E 130° 38' 28" 点オ N 31° 12' 20" E 130° 40' 07"		
	第3種共同漁業	たい地こぎ網漁業 いかすびき網漁業 雑魚地びき網漁業	4月1日～9月30日 " 1月1日～12月31日				
鹿共第35号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	指宿市(旧指宿市南部)	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、指宿港の次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E及び点Fを順次に結ぶ線以内の港内の区域を除く。 点A N 31° 14' 19" E 130° 39' 28" 点B N 31° 14' 16" E 130° 39' 30" 点C N 31° 14' 19" E 130° 39' 51" 点D N 31° 14' 15" E 130° 39' 51" 点E N 31° 14' 11" E 130° 39' 26" 点F N 31° 14' 25" E 130° 39' 16" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 12' 59" E 130° 38' 23" (旧山川町と旧指宿市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 16' 00" E 130° 39' 59" (指宿市田良岬) 点ア N 31° 12' 20" E 130° 40' 07" 点イ N 31° 16' 52" E 130° 41' 39"	なし	指宿市(旧今和泉村, 旧山川町, 旧開聞町の区域を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 かます建網漁業 きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第36号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	指宿市北部地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 魚見港 防波堤(南)の北端と防波堤(北)の南端を結ぶ線以内の港内の区域 2 宮ヶ浜港 次の点F, 点A, 点B, 点C, 点D及び点Eを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 16' 45" E 130° 37' 11" 点B N 31° 16' 38" E 130° 37' 19" 点C N 31° 16' 34" E 130° 37' 29" 点D N 31° 16' 30" E 130° 37' 29" 点E N 31° 16' 31" E 130° 37' 25" 点F N 31° 16' 44" E 130° 37' 09"	なし	指宿市(旧山川町, 旧開聞町の区域を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 かます建網漁業 きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 ばいかご漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "		(2) 谷山1区 防波堤(南)東端と防波堤(北)東端を結ぶ線以内の港内 2 永田川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 31' 41.2" E 130° 31' 18.2" (清見橋右岸上流側) 点イ N 31° 31' 43.1" E 130° 31' 19.9" (清見橋左岸上流側)		
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～12月31日		基点及び基点の位置 基点1 N 31° 31' 57" E 130° 32' 36" (鹿児島港中央港区(木材港)南防波堤基部から南へA護岸上120メートルの点) 基点2 N 31° 26' 05" E 130° 31' 13" (旧鹿児島市と旧喜入町との境界の基点標石) 点ア N 31° 30' 29" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 26' 23" E 130° 34' 22"		
鹿共第39号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	鹿児島市(旧鹿児島市)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 次の区域を除く。 1 鹿児島港中央港区 (1) 木材港 防波堤(南)東端と東護岸南端を結ぶ線以内の港内の区域 (2) 南港 防波堤(南)北東端と新川尻埋立地東側護岸南端を結ぶ線以内の港内 (3) 中央港区(マリポート) 次の点1から点6までを順次に結んだ線, 点6と点7を半径158.2メートルの8分の1の円弧で結んだ線, 点7から点9までを順次に結んだ線, 点9と点10を半径211.8mの6分の1の円弧で結んだ線, 点10から点13までを順次に結んだ線, 点13と点14を半径76.3mの5分の1の円弧で結んだ線, 点14から点18までを順次に結んだ線, 点18と点19を半径187.4mの8分の1の円弧で結んだ線, 点19から点27までを順次に結んだ線, 点27と点28とを結ぶ陸域との境界線, 点28と点1とを結んだ線により囲まれた区域。 点1 N 31° 32' 38.64" E 130° 33' 06.51" 点2 N 31° 32' 38.85" E 130° 33' 06.53" 点3 N 31° 32' 38.39" E 130° 33' 13.26" 点4 N 31° 32' 38.68" E 130° 33' 13.29" 点5 N 31° 32' 38.07" E 130° 33' 22.17" 点6 N 31° 32' 36.35" E 130° 33' 26.34" 点7 N 31° 32' 30.55" E 130° 33' 31.72" 点8 N 31° 32' 30.89" E 130° 33' 32.22" 点9 N 31° 32' 23.77" E 130° 33' 33.46" 点10 N 31° 32' 13.72" E 130° 33' 28.82" 点11 N 31° 32' 13.62" E 130° 33' 29.10" 点12 N 31° 32' 03.47" E 130° 33' 24.42" 点13 N 31° 32' 00.69" E 130° 33' 25.44" 点14 N 31° 31' 57.41" E 130° 33' 24.18" 点15 N 31° 31' 48.24" E 130° 33' 26.93" 点16 N 31° 31' 44.05" E 130° 33' 18.13"	甲突川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	鹿児島市(旧谷山市, 旧東桜島村, 旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					点17 N 31° 31' 43.42" E 130° 33' 16.50" 点18 N 31° 31' 43.30" E 130° 33' 10.95" 点19 N 31° 31' 50.36" E 130° 32' 50.04" 点20 N 31° 32' 00.53" E 130° 32' 45.24" 点21 N 31° 32' 00.55" E 130° 32' 45.61" 点22 N 31° 32' 01.59" E 130° 32' 45.49" 点23 N 31° 32' 01.54" E 130° 32' 44.80" 点24 N 31° 32' 07.51" E 130° 32' 42.44" 点25 N 31° 32' 13.70" E 130° 32' 45.60" 点26 N 31° 32' 16.29" E 130° 32' 46.56" 点27 N 31° 32' 38.98" E 130° 32' 56.99" 点28 N 31° 32' 38.72" E 130° 33' 01.94"		
					2 鹿児島港鴨池港区 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F及び点Gと陸岸によって囲まれた区域及び点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f, 点gと陸岸によって囲まれた区域。その他, 橋梁設置に係る橋脚部。 点A N 31° 32' 48" E 130° 33' 32" 点B N 31° 33' 07" E 130° 33' 41" 点C N 31° 33' 07" E 130° 33' 42" 点D N 31° 33' 10" E 130° 33' 47" 点E N 31° 33' 16" E 130° 33' 45" 点F N 31° 33' 27" E 130° 33' 51" 点G N 31° 33' 57" E 130° 34' 00" 点a N 31° 32' 48.54" E 130° 33' 32.25" 点b N 31° 32' 59.99" E 130° 33' 37.68" 点c N 31° 32' 46.35" E 130° 33' 34.27" 点d N 31° 32' 46.37" E 130° 33' 34.16" 点e N 31° 32' 46.37" E 130° 33' 34.13" 点f N 31° 32' 46.18" E 130° 33' 31.96" 点g N 31° 32' 46.79" E 130° 33' 31.89"		
					3 鹿児島港新港区 防波堤(北)東端と防波堤(南)東端を結ぶ線以内の港内の区域		
					4 鹿児島港本港区 次の点J, 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 36' 09" E 130° 34' 17" 点B N 31° 36' 01" E 130° 34' 22" 点C N 31° 35' 54" E 130° 34' 23" 点D N 31° 35' 36" E 130° 34' 24" 点E N 31° 35' 28" E 130° 34' 29" 点F N 31° 35' 15" E 130° 34' 23" 点G N 31° 35' 10" E 130° 34' 21" 点H N 31° 35' 05" E 130° 34' 18" 点I N 31° 35' 00" E 130° 34' 15" 点J N 31° 36' 09" E 130° 34' 17"		
					5 脇田川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 32' 00.8" E 130° 32' 38.2" (中央港区(木材港)東護岸北端前面) 点イ N 31° 32' 16.9" E 130° 32' 46.8" (4号用地東護岸南端前面)		
					6 新川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 33' 08.2" E 130° 33' 09.7" (第1橋梁右岸下流側)		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					点イ N 31° 33' 08.4" E 130° 33' 10.9" (第1橋梁左岸下流側) 7 甲突川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 ア N 31° 34' 37.9" E 130° 33' 34.3" (旧天保山橋右岸上流側) 点イ N 31° 34' 40.3" E 130° 33' 37.0" (旧天保山橋左岸上流側) 8 稻荷川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 36' 19.1" E 130° 34' 03.4" (J R日豊本線鉄橋右岸上流側) 点イ N 31° 36' 20.1" E 130° 34' 04.1" (J R日豊本線鉄橋左岸上流側) 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 31' 57" E 130° 32' 36" (鹿児島港中央港区(木材港)防波堤(南)基部から南へ, A護岸上120メートルの点) 基点2 N 31° 40' 31" E 130° 36' 40" (鹿児島市と始良市との基点標石) 点ア N 31° 31' 37" E 130° 33' 00" 点イ N 31° 32' 08" E 130° 34' 05" 点ウ N 31° 34' 00" E 130° 35' 00" 点エ N 31° 35' 59" E 130° 35' 28" 点オ N 31° 39' 39" E 130° 38' 15" 点カ N 31° 40' 33" E 130° 37' 18"		
鹿共第40号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	始良市(旧重富村)地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の思川の区域を含む。)によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 40' 31" E 130° 36' 40" (鹿児島市と始良市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点3 N 31° 42' 33.0" E 130° 37' 03.6" (思川橋右岸上流側) 基点4 N 31° 42' 34.3" E 130° 37' 04.9" (思川橋左岸上流側) 点ア N 31° 40' 33" E 130° 37' 18" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 37' 50"	思川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	始良市の旧始良町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "				
鹿共第41号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	始良市(旧帖佐町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点2 N 31° 43' 13.1" E 130° 38' 24.7" (別府川右岸河口護岸の昇降階段下流側端) 点ア N 31° 42' 11" E 130° 37' 50" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35"	別府川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	始良市の旧始良町・旧加治木町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第42号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	始良市(旧加治木町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 基点3, 点エを結ぶ線から上流の網掛川の区域 2 加治木港の防波堤(50M)の南端と(-4.5M)岸壁東端を結ぶ線以内の港内及び防波堤(114M)の南端と導流堤南端を結ぶ線以内の港内</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 40" E 130° 40' 23" (黒川岬の始良市と霧島市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 43' 15.5" E 130° 38' 45.6" (別府川の左岸河口護岸の昇降階段の上流側端) 基点3 N 31° 43' 49.5" E 130° 39' 46.5" (網掛川左岸河口(加治木港埋立地護岸取付部から下流83.8メートルの点)) 点ア N 31° 43' 08" E 130° 40' 28" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35" 点エ N 31° 43' 43.3" E 130° 39' 36.9"</p>	別府川及び網掛川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	始良市の旧加治木町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第43号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " "	霧島市(旧隼人町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 隼人港 住吉新田排水機場前樋門北端と島津新田潮遊池東側樋門北端を結ぶ線以内の港内及び外港防波堤(南)の北端と防波堤(北)の西端を結ぶ線以内の港内</p> <p>2 次の点A, 点B, 点C, 点D及び点Eを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 42' 30" E 130° 43' 58" 点B N 31° 42' 24" E 130° 43' 56" 点C N 31° 42' 21" E 130° 44' 02" 点D N 31° 42' 22" E 130° 44' 08" 点E N 31° 42' 26" E 130° 44' 08"</p> <p>3 天降川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 42' 35.8" E 130° 44' 28.0" (左岸河口堤防突端(カーブの中心)) 点B N 31° 42' 50.7" E 130° 44' 22.6" (点Aから347度の右岸河口)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 40" E 130° 40' 23" (黒川岬の霧島市と始良市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 33" E 130° 44' 38" (旧隼人町と旧国分市との境界の基点標石) 点ア N 31° 43' 08" E 130° 40' 28" 点イ N 31° 42' 48" E 130° 41' 56" 点ウ N 31° 41' 36" E 130° 42' 22" 点エ N 31° 41' 34" E 130° 43' 15" 点オ N 31° 41' 43" E 130° 44' 13"</p>	天降川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	霧島市の旧隼人町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	1月1日～12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第44号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " "	霧島市(旧国分市)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 検校川の右岸河口基点3と左岸河口の点ウを結んだ線から上流の検校川の区域を除く。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 42' 33" E 130° 44' 38" (旧国分市と旧隼人町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 41' 17" E 130° 47' 54" (旧国分市と旧福山町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 42' 14.8" E 130° 47' 01.5" (検校川の右岸河口の護岸昇降階段の上流側) 点ア N 31° 41' 43" E 130° 44' 13" 点イ N 31° 40' 52" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 42' 15.6" E 130° 47' 10.6"</p>	検校川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で作業してはならない	霧島市の旧国分市の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	1月1日～12月31日 4月1日～11月30日				
鹿共第45号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " "	霧島市(旧福山町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>福山港 (1) 防波堤(北)南端と物揚場(-2.0M)南端を結ぶ線以内の港内 (2) 突堤及び潜堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 41' 17" E 130° 47' 54" (若尊鼻の突端の旧福山町と旧国分市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 37' 55" E 130° 48' 05" (霧島市と垂水市との境界の基点標石) 点ア N 31° 40' 52" E 130° 47' 31" 点イ N 31° 39' 26" E 130° 48' 25" 点ウ N 31° 38' 03" E 130° 47' 28"</p>	なし	霧島市の旧福山町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第46号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " "	垂水市牛根地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 37' 55" E 130° 48' 05" (垂水市と霧島市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33' 56" E 130° 43' 18" (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 点ア N 31° 38' 03" E 130° 47' 28" 点イ N 31° 34' 32" E 130° 45' 36"</p>	なし	垂水市牛根
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第47号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿児島市 東桜島地先(東岸)	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 33' 56" E 130° 43' 18" (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 基点2 N 31° 37' 28" E 130° 40' 57" (鹿児島市高免町と鹿児島市桜島白浜町の境界の基点標石) 点ア N 31° 34' 01" E 130° 43' 36" 点イ N 31° 34' 31" E 130° 43' 35" 点ウ N 31° 35' 39" E 130° 43' 42" 点エ N 31° 36' 29" E 130° 43' 32" 点オ N 31° 36' 21" E 130° 43' 20" 点カ N 31° 36' 28" E 130° 43' 00" 点キ N 31° 37' 06" E 130° 42' 26" 点ク N 31° 38' 03" E 130° 41' 52" 点ケ N 31° 37' 50" E 130° 41' 14"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第48号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島市 新島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点ア N 31° 38' 03" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 38' 52" E 130° 43' 18" 点ウ N 31° 37' 56" E 130° 44' 20" 点エ N 31° 37' 02" E 130° 44' 08" 点オ N 31° 36' 21" E 130° 43' 20" 点カ N 31° 36' 28" E 130° 43' 00" 点キ N 31° 37' 06" E 130° 42' 26"	なし	鹿児島市新島
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 "				
鹿共第49号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あわび漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	鹿児島市(旧桜島町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、桜島港の旧水族館北側護岸西北端と防波堤(102M)の西端を結ぶ線以内の港内の区域を除く。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 37' 28" E 130° 40' 57" (鹿児島市桜島白浜町と鹿児島市高免町の境界の基点標石) 基点2 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市桜島赤水町と鹿児島市野尻町の境界の基点標石) 点ア N 31° 37' 50" E 130° 41' 14" 点イ N 31° 38' 12" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 38' 01" E 130° 38' 59" 点エ N 31° 37' 43" E 130° 37' 47" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 35' 28" 点カ N 31° 34' 00" E 130° 35' 00" 点キ N 31° 32' 08" E 130° 36' 59" 点ク N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ケ N 31° 33' 47" E 130° 36' 08"	なし	鹿児島市の旧桜島町の区域(新島を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第50号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿児島市 東桜島地 先(南岸)	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大 高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市野尻町と鹿児島郡桜島町赤水の境界の 基点標石) 基点2 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 点ア N 31° 33' 47" E 130° 36' 08" 点イ N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ウ N 31° 32' 06" E 130° 37' 38" 点エ N 31° 32' 11" E 130° 38' 26" 点オ N 31° 32' 34" E 130° 39' 50" 点カ N 31° 32' 06" E 130° 40' 43" 点キ N 31° 32' 19" E 130° 41' 06"	なし	鹿児島市 (旧東桜 島村の区 域)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網 漁業 きびなご建網 漁業 雑魚かご網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網 漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第51号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	垂水市地 先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及 び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 次の区域を除く。 垂水港 (1)防波堤(南)西端と防波堤(北)西端を結ぶ線以 内の港内 (2)漁船だまりの防波堤(西)の北端と防波堤(北) の西端を結ぶ線以内の港内 (3)次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I及び点Aを順次に結ぶ線に よって囲まれた区域 点A N 31° 29' 10" E 130° 41' 35" 点B N 31° 28' 41" E 130° 41' 36" 点C N 31° 28' 41" E 130° 41' 21" 点D N 31° 28' 39" E 130° 41' 18" 点E N 31° 28' 45" E 130° 41' 15" 点F N 31° 28' 58" E 130° 41' 09" 点G N 31° 29' 01" E 130° 41' 09" 点H N 31° 29' 05" E 130° 41' 12" 点I N 31° 29' 10" E 130° 41' 21" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 基点2 N 31° 24' 51" E 130° 45' 36" (垂水市と鹿屋市の境界の基点標石) 点ア N 31° 32' 14" E 130° 41' 05" 点イ N 31° 31' 16" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 29' 04" E 130° 40' 36" 点エ N 31° 27' 32" E 130° 40' 52" 点オ N 31° 26' 17" E 130° 42' 54" 点カ N 31° 23' 54" E 130° 44' 04"	なし	垂水市 (牛根を 除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご建網 漁業 さより建網 漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 4月1日～ 7月31日 1月1日～ 12月31日 " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網 漁業	3月1日～ 9月30日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第52号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿屋市地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 鹿屋港 (1) 防波堤(南)北西端と防波堤(北)南端を結ぶ線以内の港内 (2) 次の基点, 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L及び点Mを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 N 31° 24' 13" E 130° 45' 40" 点A N 31° 24' 13" E 130° 45' 38" 点B N 31° 24' 10" E 130° 45' 33" 点C N 31° 24' 11" E 130° 45' 31" 点D N 31° 24' 07" E 130° 45' 31" 点E N 31° 24' 07" E 130° 45' 29" 点F N 31° 24' 11" E 130° 45' 30" 点G N 31° 24' 13" E 130° 45' 27" 点H N 31° 24' 14" E 130° 45' 30" 点I N 31° 24' 15" E 130° 45' 30" 点J N 31° 24' 30" E 130° 45' 31" 点K N 31° 24' 37" E 130° 45' 29" 点L N 31° 24' 45" E 130° 45' 38" 点M N 31° 24' 44" E 130° 45' 38"</p> <p>(3) 次の点N, 点O, 点P, 点Q, 点R, 点S, 点T及び点Nを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点N N 31° 24' 03" E 130° 45' 30" 点O N 31° 23' 59" E 130° 45' 28" 点P N 31° 23' 58" E 130° 45' 32" 点Q N 31° 23' 57" E 130° 45' 36" 点R N 31° 23' 56" E 130° 45' 39" 点S N 31° 23' 59" E 130° 45' 40" 点T N 31° 24' 01" E 130° 45' 35"</p> <p>2 高須港 防波堤(北)西端から真方位150度の線以内の港内</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 24' 51" E 130° 45' 36" (鹿屋市と垂水市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 47' 38" (鹿屋市と錦江町の境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 54" E 130° 44' 04" 点イ N 31° 21' 40" E 130° 45' 02" 点ウ N 31° 17' 10" E 130° 45' 52"</p>	なし	鹿屋市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網 漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第53号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	肝属郡錦江町(旧大根占町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 大根占港 (1) 城ヶ崎区 南防波堤西端と北防波堤南端を結ぶ線以内の港内 (2) 堂之元区 防波堤(西)の東北端と防波堤(北)の北端を結ぶ線以内の港内</p> <p>2 神之川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 36' 19.1" E 130° 34' 03.4" (第1橋右岸下流側) 点B N 31° 36' 20.1" E 130° 34' 04.1" (第1橋左岸下流側)</p>	なし	肝属郡錦江町の旧大根占町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 ひらめ建網 漁業 雑魚狩刺網 漁業	1月1日～ 12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～12月31日		基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 44" E 130° 47' 38" (錦江町と鹿屋市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 13' 31" E 130° 46' 5" (錦江町と南大隅町との境界の基点標石) 点ア N 31° 17' 10" E 130° 45' 52" 点イ N 31° 14' 02" E 130° 44' 17"		
鹿共第54号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ふのり漁業 いわのり漁業 あわび漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	肝属郡南大隅町(旧根占町)地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 根占港 防波堤(北)西端と防波堤(南)(B-1-3)北端を結ぶ線及び防波堤(南)(B-1-3)東端と防波堤(南)(B-1-2)西端を結ぶ線以内の港内 2 雄川 基点3, 点ウを結んだ線から上流の区域 基点3 N 31° 13' 05.6" E 130° 45' 44.6" (雄川右岸河口海岸保全堤防直線部始点) 点ウ N 31° 13' 2.3" E 130° 45' 39.1" (雄川左岸導流堤(B-4-3, トラブレット)東端) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 13' 31" E 130° 46' 5" (南大隅町と錦江町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧根占町と旧佐多町との境界の基点標石) 点ア N 31° 14' 02" E 130° 44' 17" 点イ N 31° 08' 15" E 130° 42' 39"	なし	肝属郡南大隅町旧根占町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第55号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 からすがい漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 かめので漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " "	肝属郡南大隅町伊座敷地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧佐多町と旧根占町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 点ア N 31° 08' 15" E 130° 42' 39" 点イ N 31° 04' 31" E 130° 38' 27" 点ウ N 31° 03' 58" E 130° 38' 38" 点エ N 31° 02' 58" E 130° 40' 04"	なし	肝属郡南大隅町伊座敷
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第56号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あなご漁業 うに漁業 かめのて漁業 いせえび漁業 なまこ漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " "	肝属郡南大隅町大泊地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 次の区域を除く。</p> <p>大泊港 導流堤南端から真方位145度の線と防波堤との交点を結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 基点2 N 31° 06' 48" E 130° 54' 04" (南大隅町と肝付町との境界の基点標石)</p> <p>点ア N 31° 02' 58" E 130° 40' 04" 点イ N 31° 00' 22" E 130° 38' 47" 点ウ N 30° 59' 29" E 130° 38' 58" 点エ N 30° 59' 00" E 130° 39' 39" 点オ N 30° 59' 39" E 130° 40' 58" 点カ N 31° 04' 17" E 130° 48' 31" 点キ N 31° 05' 10" E 130° 52' 28" 点ク N 31° 06' 22" E 130° 54' 26"</p>	なし	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 ぶり建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				
鹿共第57号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	肝属郡肝付町岸良地先	<p>基点1と点アを結んだ線, 基点2と点カを結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合400メートルの線と点イと点ウを結んだ線と鳥島の最大高潮時海岸線から沖合300メートルの線並びに点オと点エを結ぶ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 06' 48" E 130° 54' 04" (南大隅町と肝付町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 13' 39" E 131° 02' 38" (肝付町川口川左岸河口基点標石)</p> <p>点ア N 31° 06' 37" E 130° 54' 14" 点イ N 31° 09' 42" E 130° 58' 44" 点ウ N 31° 09' 57" E 130° 58' 50" 点エ N 31° 12' 35" E 131° 00' 52" 点オ N 31° 13' 25" E 131° 01' 34" 点カ N 31° 13' 22" E 131° 02' 20"</p>	なし	肝属郡肝付町岸良
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
鹿共第58号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "	肝属郡肝付町(旧内之浦町北部)地先	<p>基点1と点アを結ぶ線, 点アから点イまでの間の沖合400メートルの線, 点イと点ウを結ぶ線, 点ウから点エまでの間の沖合400メートルの線, 点エ, 点オ, 基点2を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 13' 39" E 131° 02' 38" (肝付町川口川の河口左岸基点標石) 基点2 N 31° 20' 04" E 131° 05' 36" (旧内之浦町と旧高山町との境界の基点標石)</p> <p>点ア N 31° 13' 29" E 131° 02' 28" 点イ N 31° 17' 25" E 131° 07' 16" 点ウ N 31° 19' 37" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 20' 05" E 131° 06' 32" 点オ N 31° 21' 30" E 131° 06' 29"</p>	なし	肝属郡肝付町の旧内之浦町(岸良を除く)の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第59号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	肝属郡肝付町(旧高山町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2, 点ウを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>石油備蓄基地 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L, 点M, 点N, 点O, 点P, 点Q, 点R及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 21' 41" E 131° 01' 18" 点B N 31° 22' 07" E 131° 02' 09" 点C N 31° 21' 49" E 131° 02' 11" 点D N 31° 21' 36" E 131° 02' 39" 点E N 31° 22' 05" E 131° 02' 41" 点F N 31° 22' 08" E 131° 02' 46" 点G N 31° 22' 07" E 131° 03' 09" 点H N 31° 21' 51" E 131° 03' 44" 点I N 31° 21' 39" E 131° 03' 48" 点J N 31° 21' 24" E 131° 03' 13" 点K N 31° 21' 27" E 131° 02' 41" 点L N 31° 21' 30" E 131° 02' 39" 点M N 31° 21' 32" E 131° 02' 39" 点N N 31° 21' 47" E 131° 02' 07" 点O N 31° 21' 45" E 131° 01' 59" 点P N 31° 21' 42" E 131° 01' 29" 点Q N 31° 21' 35" E 131° 01' 26" 点R N 31° 21' 38" E 131° 01' 17"</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 04" E 131° 05' 36" (旧高山町と旧内之浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 21' 33" E 131° 00' 54" (肝属川河口の東串良町と肝付町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 30" E 131° 06' 29" 点イ N 31° 22' 34" E 131° 02' 45" 点ウ N 31° 21' 26" E 131° 00' 55"</p>	なし	肝属郡肝付町の旧高山町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第60号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 "	肝属郡東串良町地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 石油備蓄基地の次の区域を除く。</p> <p>点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。</p> <p>点A N 31° 21' 41" E 131° 01' 18" 点B N 31° 21' 43" E 131° 01' 18" 点C N 31° 21' 49" E 131° 01' 07" 点D N 31° 21' 53" E 131° 01' 06" 点E N 31° 21' 55" E 131° 01' 12" 点F N 31° 22' 10" E 131° 01' 13" 点G N 31° 22' 20" E 131° 01' 19" 点H N 31° 22' 36" E 131° 01' 17" 点I N 31° 22' 39" E 131° 01' 20" 点J N 31° 22' 41" E 131° 01' 58" 点K N 31° 22' 31" E 131° 02' 07" 点L N 31° 22' 07" E 131° 02' 09"</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 21' 33" E 131° 00' 54"</p>	肝属川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁業してはならない	肝属郡東串良町
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					(肝属川河口の東串良町と肝付町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 23' 37" E 131° 01' 10" (東串良町と大崎町の境界の基点標石) 点ア N 31° 22' 34" E 131° 02' 45" 点イ N 31° 23' 10" E 131° 03' 00"		
鹿共第61号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "	曾於郡大崎町地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 23' 37" E 131° 01' 10" (大崎町と東串良町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 49" E 131° 03' 35" (大崎町と志布志市との境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 10" E 131° 03' 00" 点イ N 31° 25' 38" E 131° 05' 05"	菱田川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない。	曾於郡大崎町
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第62号	第1種共同漁業	あわび漁業 ばい漁業 かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "	志布志市地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 志布志港 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 28' 27" E 131° 06' 56" 点B N 31° 27' 33" E 131° 07' 07" 点C N 31° 27' 24" E 131° 07' 07" 点D N 31° 27' 23" E 131° 06' 40" 点E N 31° 27' 27" E 131° 06' 40" 点F N 31° 27' 26" E 131° 06' 29" 点G N 31° 26' 33" E 131° 05' 40" 点H N 31° 26' 31" E 131° 05' 43" 点I N 31° 26' 20.9" E 131° 05' 34.3" 点J N 31° 26' 20.8" E 131° 05' 34.4" 点K N 31° 26' 00" E 131° 05' 16" 点L N 31° 26' 06" E 131° 05' 06" 点M N 31° 26' 09" E 131° 05' 09" 点N N 31° 27' 36" E 131° 04' 37" 2 導流堤 点O, 点P, 点Q, 点R及び海岸線によって囲まれた区域 点O N 31° 27' 20" E 131° 04' 25" 点P N 31° 27' 12" E 131° 04' 35" 点Q N 31° 27' 09" E 131° 04' 31" 点R N 31° 27' 17" E 131° 04' 22" 3 安楽川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 27' 35.3" E 131° 04' 32.5" (安楽川右岸河口護岸用水路合流点) 点B N 31° 27' 35.4" E 131° 04' 36.4" (安楽川左岸河口護岸用水路合流点) 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 26' 49" E 131° 03' 35" (菱田川河口の志布志市と大崎町との境界の基点標石)	安楽川, 前川, 菱田川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	志布志市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					基点2 N 31° 27' 43" E 131° 09' 38" (鹿児島県と宮崎県との境界の基点標石) 点ア N 31° 25' 38" E 131° 05' 05" 点イ N 31° 26' 50" E 131° 06' 55" 点ウ N 31° 26' 47" E 131° 09' 00"		
鹿共第63号	第1種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "	志布志市 枇榔島地先	枇榔島の最大高潮時海岸線とその沖合350メートルの線によって囲まれた区域。	なし	志布志市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第64号	第1種共同漁業	あなご漁業 かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 三島村竹島地先	三島村竹島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 三島村竹島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第65号	第1種共同漁業	あなご漁業 かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 三島村硫黄島、新島、鵜瀬、ヤク口瀬、浅瀬の地先	1 三島村硫黄島の沖合300メートルの線及び点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 2 新島の最大高潮時海岸線とその沖合100メートルの線によって囲まれた区域。 3 ヤク口瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 4 浅瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 三島村硫黄島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第66号	第1種共同漁業	あなご漁業 かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 三島村黒 島地先	黒島の最大高潮時海岸線とその沖合300メートルの線 によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 三島村 黒島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第67号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村口 之島地先	口之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートル の線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 口之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第68号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村中 之島地先	中之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートル の線によって囲まれた区域。 ただし、中之島港の防波堤(西)東端と防波堤(南) 西端を結ぶ線及び防波堤(南)東端から真方位77度の 線と陸岸との交点によって囲まれた区域を除く。	なし	鹿児島郡 十島村 中之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第69号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村臥 蛇島地先	臥蛇島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートル の線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 口之島 中之島 平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第70号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村平 島地先	平島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第71号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村諏 訪之瀬島 地先	諏訪之瀬島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 諏訪之瀬 島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第72号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村悪 石島地先	悪石島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 悪石島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第73号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村小 宝島及び 小島地先	小宝島及び小島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 小宝島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 "				
鹿 共 第74号	第 1 種 共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村宝 島地先	宝島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの 線によって囲まれた区域。	な し	鹿児島郡 十島村 宝島
	第 2 種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿 共 第75号	第 1 種 共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村横 当島及び 上ノ根島 地先	横当島及び上ノ根島の最大高潮時海岸線とその沖 合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	な し	鹿児島郡 十島村 宝島
	第 2 種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿 共 第76号	第 1 種 共同漁業	てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	宇治群島 の家島, チヨジ 島, 向島 西立神 島, 雀島 地先	宇治群島の家島, チヨジ島, 向島, 西立神島及び 雀島の最大高潮時海岸線及びその沖合500メートルの線 によって囲まれた区域。	な し	長島町 出水市 阿久根市 薩摩川内 市, いち き串木野 市, 日置 市, 南さ つま市, 南九州 市, 枕崎 市, 指宿 市(旧指 宿市の南 部を除く), 西 之表市
	第 2 種 共同漁業	雑魚追込網 漁業 雑魚磯建網 漁業 きびなご碇止 刺網漁業 かにかかり網 漁業 いか雑魚かご 網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				

(つきいそ漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第501号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市羽島崎沖合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	なし	いちき串木野市羽島
鹿共第502号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(高松曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 08" E 130° 12' 09"	なし	いちき串木野市本浦
鹿共第503号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(沖ノ摺山曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 26" E 130° 12' 26"	なし	いちき串木野市本浦
鹿共第504号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(へた摺山曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 23" E 130° 12' 52"	なし	いちき串木野市本浦
鹿共第505号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市島平沖合(沖ノコンクリート曾根三六曾根)	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 49" E 130° 12' 03" 点イ N 31° 40' 26" E 130° 12' 01" 点ウ N 31° 40' 25" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 40' 48" E 130° 12' 37"	なし	いちき串木野市島平
鹿共第506号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦, 島平沖合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 42' 02" E 130° 13' 01" 点イ N 31° 40' 10" E 130° 14' 56" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 15' 35" 点エ N 31° 41' 24" E 130° 14' 19" 点オ N 31° 42' 36" E 130° 13' 16"	なし	いちき串木野市本浦, 島平
鹿共第507号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市島平沖合(上のアジ曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 46" E 130° 13' 26"	なし	いちき串木野市島平
鹿共第508号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(みなと曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 09" E 130° 15' 12"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第509号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(中港曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 40" E 130° 14' 55"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第510号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市（旧市来町）沖合（漁場曾根）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 36" E 130° 15' 09"	なし	いちき串木野市（旧市来町の区域）
鹿共第511号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市（旧市来町）沖合（大鍋下曾根）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 39" E 130° 15' 23"	なし	いちき串木野市（旧市来町の区域）
鹿共第512号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	日いちき串木野市（旧市来町）沖合（とく曾根）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 37' 56" E 130° 15' 27"	なし	いちき串木野市（旧市来町の区域）
鹿共第513号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市（旧市来町）沖合（おへ曾根）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 55" E 130° 15' 13"	なし	いちき串木野市（旧市来町の区域）
鹿共第514号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市（旧市来町）沖合（県曾根）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 04" E 130° 14' 13"	なし	いちき串木野市（旧市来町の区域）
鹿共第515号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市（旧加世田市）沖合（のぼり瀬）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 59" E 130° 14' 16"	なし	南さつま市（旧加世田市の区域）
鹿共第516号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市（旧加世田市）沖合（沖の瀬）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 53" E 130° 13' 32"	なし	南さつま市（旧加世田市の区域）
鹿共第517号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市（旧加世田市）沖合（大福瀬）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 28' 46" E 130° 13' 09"	なし	南さつま市（旧加世田市の区域）
鹿共第518号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市（旧加世田市）沖合（沖のせつと）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 07" E 130° 13' 38"	なし	南さつま市（旧加世田市の区域）
鹿共第519号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市（旧加世田市）沖合（三竜瀬）	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 03" E 130° 14' 05"	なし	南さつま市（旧加世田市の区域）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第520号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(下のセト瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 01" E 130° 14' 52"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第521号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(もと瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 27" E 130° 16' 11"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第522号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(かみの瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 16" E 130° 14' 33"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第523号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(中の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 05" E 130° 14' 03"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第524号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(みつけ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27' 35" E 130° 13' 48"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第525号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 01" E 130° 29' 10"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域), 指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第526号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)地先(ガ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 12' 06" E 130° 29' 33"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域), 指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第527号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開聞十町入野地先(マツガ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 59" E 130° 30' 25"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域), 指宿市(旧開聞町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第528号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開間十町花瀬崎沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 35" E 130° 30' 02"	なし	南九州市（旧穎娃町の区域）、指宿市（旧開間町の区域）
鹿共第529号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市（旧山川町）沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 09' 32" E 130° 36' 49"	なし	指宿市（旧山川町の区域）
鹿共第530号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市山川福元竹山沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 10" E 130° 39' 03"	なし	指宿市（旧山川町の区域）
鹿共第531号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市十二町道ノ尻沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 07" E 130° 40' 57"	なし	指宿市（今和泉・旧山川町・旧開間町を除く）
鹿共第532号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方潟口沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 14' 58" E 130° 40' 58"	なし	指宿市（今和泉・旧山川町・旧開間町を除く）
鹿共第533号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方田良沖合（大野岳）	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 15' 36" E 130° 40' 54"	なし	指宿市（今和泉・旧山川町・旧開間町を除く）
鹿共第534号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 17' 55" E 130° 37' 18"	なし	指宿市今和泉
鹿共第535号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合（方塊）	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 13" E 130° 36' 55"	なし	指宿市今和泉
鹿共第536号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合（金吉丸）	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 21" E 130° 36' 27"	なし	指宿市今和泉
鹿共第537号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合（三好丸）	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 36" E 130° 36' 14"	なし	指宿市今和泉

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第538号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本麓沖合(西園丸)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 18' 40" E 130° 36' 00"	なし	指宿市今和泉
鹿共第539号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入生見町生見地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 19' 39" E 130° 35' 11"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第540号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 20' 15" E 130° 34' 40"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第541号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入前之浜町前之浜地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 21' 33" E 130° 34' 27"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第542号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入中名町仮屋崎沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 22' 01" E 130° 34' 41"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第543号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入中名町中名沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 24' 27" E 130° 32' 58"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第544号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入瀬々串町瀬々串沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 25' 31" E 130° 31' 54"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第545号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市磯沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 36' 52" E 130° 34' 39"	なし	鹿児島市(旧谷山市・旧東桜島村・旧桜島町・旧喜入町の区域を除く)
鹿共第546号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市牛根境沖合	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 37' 14" E 130° 47' 38"	なし	垂水市牛根

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第547号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市牛根浮津沖合	点Aを中心とする半径250メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 36' 03" E 130° 45' 59"	なし	垂水市牛根
鹿共第548号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市野尻港沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 18" E 130° 37' 18"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第549号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市東桜島町湯之地先	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 04" E 130° 37' 40"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第550号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市海潟沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 31' 33" E 130° 41' 47"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第551号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市本城川河口沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 59" E 130° 40' 52"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第552号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 50" E 130° 43' 45"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第553号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 14" E 130° 43' 41"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第554号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市大都沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 19" E 130° 44' 09"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第555号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市古江町沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 23' 05" E 130° 46' 00"	なし	鹿屋市古江町
鹿共第556号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市古江町沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 22' 32" E 130° 46' 07"	なし	鹿屋市古江町
鹿共第557号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市天神沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 31" E 130° 46' 27"	なし	鹿屋市古江町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第558号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 17" E 130° 46' 17"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第559号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 06" E 130° 46' 13"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第560号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 21" E 130° 46' 33"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第561号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 10" E 130° 46' 41"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第562号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 04" E 130° 46' 23"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第563号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 19' 48" E 130° 46' 59"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第564号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南大隅町佐多馬籠尾波瀬沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 02' 33" E 130° 40' 11"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
鹿共第565号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	肝付町波見東風泊地先	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 24" E 131° 04' 56"	なし	肝付町(旧高山町の区域)

(飼付漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1001号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(前の曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 05" E 129° 57' 14"	なし	薩摩川内市里町村の区域
鹿共第1002号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(ゴットイ曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 34" E 129° 56' 52"	なし	薩摩川内市里町の区域
鹿共第1003号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～12月31日	薩摩川内市鹿島町円崎北地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 48' 04" E 129° 47' 10"	なし	薩摩川内市鹿島町の区域
鹿共第1004号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	南さつま市坊津町坊泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 02" E 130° 12' 24"	なし	南さつま市坊津町坊泊
鹿共第1005号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	8月1日～翌年2月末日	指宿市開聞川尻沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 09' 31" E 130° 32' 48"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)及び指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第1006号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(カガカ瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08' 37" E 130° 35' 56"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1007号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(カン瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 45" E 130° 37' 04"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1008号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市山川福元金比羅ノ鼻地先	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 59" E 130° 40' 02"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1009号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市東方沖合(田良曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 58" E 130° 42' 34"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第1010号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市知林島北方沖合(そら曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 45" E 130° 41' 07"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1011号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多伊座敷沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08' 09" E 130° 40' 28"	なし	南大隅町佐多伊座敷
鹿共第1012号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多島泊沖合	点アを中心とする半径300メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 03' 40" E 130° 40' 12"	なし	南大隅町佐多伊座敷
鹿共第1013号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多馬籠大泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 00' 10" E 130° 41' 34"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
鹿共第1014号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(下長瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 20" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1015号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(長瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 39"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1016号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先地先(まい瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 19" E 129° 41' 33"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1017号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(灯台下)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 17" E 129° 41' 20"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1018号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(めい瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 08"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1019号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(赤鼻)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 20" E 129° 41' 04"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1020号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(釣掛)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 27" E 129° 40' 57"	なし	薩摩川内市下甑町手打

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1021号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(横瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 38' 05" E 129° 40' 03"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1022号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(平瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 38' 02" E 129° 39' 55"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1023号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(野崎)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 37' 55" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1024号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(ナベ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 56" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1025号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(下村瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 00" E 129° 39' 34"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1026号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(二つ張)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 38' 57" E 129° 39' 29"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1027号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(上村瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 39' 08" E 129° 39' 33"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1028号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(早崎のまい瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 28" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1029号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(早崎)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 33" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1030号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(赤瀬)	点Iを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点I N 31° 39' 36" E 129° 39' 35"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1031号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町片野浦地先(飛瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 40' 02" E 129° 40' 29"	なし	薩摩川内市下甑町片野浦

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1032号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町片野浦地先(凧張)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 05" E 129° 40' 38"	なし	薩摩川内市下甌町片野浦
鹿共第1033号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(双子)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 05" E 129° 41' 09"	なし	薩摩川内市下甌町片野浦
鹿共第1034号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(ハナレ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 41' 28" E 129° 41' 13"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1035号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(黒瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 129° 41' 29"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1036号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(コガ針)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 59" E 129° 41' 23"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1037号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(沖瀬)	チョウ瀬の最大高潮時海岸線とその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1038号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(針)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 22" E 129° 41' 48" 点イ N 31° 42' 22" E 129° 41' 49" 点ウ N 31° 42' 20" E 129° 41' 43" 点エ N 31° 42' 21" E 129° 41' 44"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1039号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(神合)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 47" E 129° 42' 01" 点イ N 31° 42' 46" E 129° 42' 00" 点ウ N 31° 42' 41" E 129° 42' 04" 点エ N 31° 42' 41" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1040号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(浦瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 00" E 129° 41' 53"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿共 第1041号	第3種 共同漁業	めじな飼付 漁業	11月1日 ～翌年 3月31日	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦 地先 (船瓦)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 43' 02" E 129° 41' 58"	なし	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦
鹿共 第1042号	第3種 共同漁業	めじな飼付 漁業	11月1日 ～翌年 3月31日	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦 地先 (下ノ鎌之 柄)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 24" E 129° 42' 25"	なし	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦
鹿共 第1043号	第3種 共同漁業	めじな飼付 漁業	11月1日 ～翌年 3月31日	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦 地先 (立髪)	立髪の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの 線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦
鹿共 第1044号	第3種 共同漁業	めじな飼付 漁業	11月1日 ～翌年 3月31日	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦 地先 (大カノ 瀬)	大カノ瀬の最大高潮時海岸線及びその沖合30 メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内 市下甑町 瀬々野浦

1 鹿児島海区
 (2) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業の種類 個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		関係地区
						いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
鹿児島区画漁業第1号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦サキナシ口鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 47" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 46" E 130° 13' 47" 点ウ N 32° 17' 48" E 130° 13' 45" 点エ N 32° 17' 51" E 130° 13' 47"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	19台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿児島区画漁業第2号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦引地テナアジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 33" E 130° 13' 55" 点イ N 32° 17' 34" E 130° 13' 58" 点ウ N 32° 17' 44" E 130° 13' 46" 点エ N 32° 17' 38" E 130° 13' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	46台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿児島区画漁業第3号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点エ N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点オ N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	10台(但し、4月1日から12月31日の間は4台)	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿児島区画漁業第4号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島幣串前島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 14" E 130° 14' 03" 点ウ N 32° 15' 30" E 130° 13' 37" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	371台(但し、4月1日から12月31日の間は248台)	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							
鹿児島区画漁業第5号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	4月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	47台	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚第6号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島鵜瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第7号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から12月 31日	出水郡長 島町側南 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	33台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第8号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 28" E 130° 10' 30" 点イ N 32° 15' 23" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 15' 25" E 130° 10' 39" 点エ N 32° 15' 31" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第9号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 40.4" E 130° 09' 51.3" 点イ N 32° 14' 36" E 130° 09' 53.5" 点ウ N 32° 14' 31" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 14' 42" E 130° 09' 48" 点オ N 32° 14' 46" E 130° 09' 50" 点カ N 32° 14' 45" E 130° 09' 56" 点キ N 32° 14' 42" E 130° 09' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	9台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 乳ノ瀬戸 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 13' 36" E 130° 09' 58" 点ウ N 32° 13' 33" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	25台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第11号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町三船 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲 まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 09' 40" 点ウ N 32° 13' 56" E 130° 09' 28" 点エ N 32° 13' 54" E 130° 09' 23" 点オ N 32° 13' 44" E 130° 09' 28" 点カ N 32° 13' 40" E 130° 09' 24" 点キ N 32° 13' 36" E 130° 09' 31"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	97台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第12号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船立石 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 05" E 130° 09' 03" 点イ N 32° 13' 04" E 130° 08' 53" 点ウ N 32° 13' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 13' 25" E 130° 08' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第13号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 辰の鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 08' 45" 点イ N 32° 12' 56" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 41" E 130° 08' 45" 点エ N 32° 12' 43" E 130° 08' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	81台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第14号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 福ノ浦大 平地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 21" E 130° 09' 09" 点イ N 32° 12' 18" E 130° 09' 06" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 08' 57" 点エ N 32° 12' 29" E 130° 08' 52" 点オ N 32° 12' 31" E 130° 08' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	62台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第15号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 12" E 130° 11' 10" 点イ N 32° 15' 11" E 130° 11' 12" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 11' 05" 点エ N 32° 14' 55" E 130° 10' 57" 点オ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点カ N 32° 15' 06" E 130° 10' 57" 点キ N 32° 15' 06" E 130° 11' 00" 点ク N 32° 15' 10" E 130° 11' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	125台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種 類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿 特 区 魚 第16号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 子ゴン鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 55" E 130° 10' 43" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	39台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第17号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 47" E 130° 10' 38" 点イ N 32° 14' 48" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 36" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 14' 38" E 130° 10' 39" 点オ N 32° 14' 43" E 130° 10' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	52台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第18号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	2台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第19号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日か ら12月31 日	出水郡長 島町本浦 野島北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 41" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 11' 15" 点ウ N 32° 14' 53" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 14' 48" E 130° 10' 56" 点オ N 32° 14' 38" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	111台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第20号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 35" E 130° 10' 56" 点イ N 32° 14' 39" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 29" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 26" E 130° 10' 48" 点オ N 32° 14' 20" E 130° 10' 50" 点カ N 32° 14' 21" E 130° 10' 53" 点キ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51" 点ク N 32° 14' 30" E 130° 10' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第21号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島板ノ浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 49" E 130° 11' 44" 点イ N 32° 13' 57" E 130° 11' 30" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 11' 22" 点エ N 32° 13' 31" E 130° 11' 21" 点オ N 32° 13' 31" E 130° 11' 28" 点カ N 32° 13' 38" E 130° 11' 35" 点キ N 32° 13' 42" E 130° 11' 44"	漁具群の 外角に電 燈その 他の照 明によ る漁具 標識を 設置し なければ なら ない	83台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第22号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島伊唐湾	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 44" E 130° 12' 03" 点イ N 32° 12' 48" E 130° 12' 05" 点ウ N 32° 12' 43" E 130° 12' 14" 点エ N 32° 12' 40" E 130° 12' 12"	漁具群の 外角に電 燈その 他の照 明によ る漁具 標識を 設置し なければ なら ない	11台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第23号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島えびす 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 32" E 130° 12' 16" 点イ N 32° 12' 34" E 130° 12' 14" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 12' 09" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 12' 12" 点オ N 32° 12' 27" E 130° 12' 15"	漁具群の 外角に電 燈その 他の照 明によ る漁具 標識を 設置し なければ なら ない	19台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第24号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 つぶら崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の 外角に電 燈その 他の照 明によ る漁具 標識を 設置し なければ なら ない	38台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第25号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 竹島末島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ, 点コ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 58" 点イ N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点ウ N 32° 13' 51" E 130° 10' 47" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 10' 53" 点オ N 32° 14' 19" E 130° 11' 09" 点カ N 32° 14' 28" E 130° 11' 12" 点キ N 32° 14' 26" E 130° 11' 21" 点ク N 32° 13' 59" E 130° 11' 19" 点ケ N 32° 13' 51" E 130° 11' 06" 点コ N 32° 13' 50" E 130° 11' 00"	漁具群の 外角に電 燈その 他の照 明によ る漁具 標識を 設置し なければ なら ない	532台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第26号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 24" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 13' 25" E 130° 10' 39" 点ウ N 32° 13' 22" E 130° 10' 40" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 52" 点オ N 32° 13' 12" E 130° 10' 57" 点カ N 32° 13' 09" E 130° 10' 54" 点キ N 32° 13' 20" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	92台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第27号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 33" E 130° 11' 14" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 11' 29" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 11' 20"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	84台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第28号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 15" E 130° 11' 24" 点イ N 32° 12' 15" E 130° 11' 32" 点ウ N 32° 12' 06" E 130° 11' 33" 点エ N 32° 12' 05" E 130° 11' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	43台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第29号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦崩 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 56" E 130° 11' 45" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 11' 50" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 11' 42" 点エ N 32° 12' 01" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	4台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第30号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町川床 京泊, 塩 追地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 05" E 130° 11' 30" 点イ N 32° 10' 08" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 10' 35" E 130° 11' 32" 点エ N 32° 10' 33" E 130° 11' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	55台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第31号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 46" E 130° 10' 31" 点イ N 32° 07' 46" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 07' 40" E 130° 10' 33" 点エ N 32° 07' 40" E 130° 10' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	1台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第32号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 西大崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 25" E 130° 08' 03" 点イ N 32° 05' 30" E 130° 08' 14" 点ウ N 32° 05' 25" E 130° 08' 16" 点エ N 32° 05' 20" E 130° 08' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 33号と 合わせ て26台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第33号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 多々羅島 西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 32" E 130° 08' 23" 点イ N 32° 05' 07" E 130° 07' 36" 点ウ N 32° 04' 43" E 130° 08' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 32号と 合わせ て26台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第34号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町口之 福浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 37" E 130° 08' 36" 点イ N 32° 12' 39" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 44" E 130° 08' 35" 点エ N 32° 12' 42" E 130° 08' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第35号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 小島元地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 54" E 130° 08' 08" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 08' 04" 点ウ N 32° 12' 56" E 130° 08' 26.5" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 08' 32" 点オ N 32° 12' 50" E 130° 08' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	64台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第36号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 49" E 130° 07' 23" 点イ N 32° 12' 52" E 130° 07' 25" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 49" E 130° 07' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区魚 第37号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろ・ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 47" E 130° 07' 22" 点イ N 32° 12' 49" E 130° 07' 22" 点ウ N 32° 12' 50" E 130° 07' 26" 点エ N 32° 12' 48" E 130° 07' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	15台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区魚 第38号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町北方 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 27" E 130° 06' 35" 点イ N 32° 12' 28" E 130° 06' 34" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 06' 26" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 06' 27"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	14台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区魚 第39号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜漕 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 04" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 03" E 130° 06' 48" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 06' 32" 点エ N 32° 12' 07" E 130° 06' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	23台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権							
鹿特区魚 第40号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 45" E 130° 06' 24" 点イ N 32° 11' 45" E 130° 06' 31" 点ウ N 32° 11' 43.5" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点才 N 32° 11' 42" E 130° 06' 23"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区魚 第41号	第1種 区画漁業 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 高串地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 40" E 130° 06' 16" 点イ N 32° 11' 42.5" E 130° 06' 16" 点ウ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 38" E 130° 06' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区
鹿特区魚 第42号	第1種 区画漁業 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	薩摩 川内市 市里町
鹿特区魚 第43号	第1種 区画漁業 団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 中甕倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16"	別紙-1	236台	薩摩 川内市 上甕町
鹿特区魚 第44号	第1種 区画漁業 団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	別紙-1	539台	薩摩 川内市 上甕町
鹿特区魚 第45号	第1種 区画漁業 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 藺牟田地 先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点 エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	17台	薩摩 川内市 鹿島町

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第46号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	5台	薩摩 川内 市鹿 島町
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第47号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦高崎 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 40" E 130° 11' 02" 点イ N 31° 26' 55" E 130° 10' 58" 点ウ N 31° 26' 52" E 130° 10' 16" 点エ N 31° 26' 35" E 130° 10' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	104台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 (野 間池 地区 を除 く)
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第48号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第49 号と合 わせて 26台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第49号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	別紙-2	鹿特区 魚第48 号と合 わせて 26台	南さ つま 市笠 沙町 方浦 野間 池
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第50号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 野間池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	別紙-1	鹿特区 魚第51 号と合 わせて 60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第51号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 野間池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	鹿特区 魚第50 号と合 わせて 60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第52号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 25" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第53 号と合 わせて 60台	南さ つま 市坊 津町 久志
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第53号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 37" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第52 号と合 わせて 60台	南さ つま 市坊 津町 久志
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第54号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 19' 32" E 130° 13' 04"	別紙-2	50台	南さ つま 市坊 津町 久志
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第55号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 11" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 18' 16" E 130° 13' 05" 点エ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	南さ つま 市坊 津町 久志
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第56号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市丸木崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	別紙-1	195台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
	団体漁業権							
鹿特区魚 第57号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点エ N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"	別紙-2	30台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
	団体漁業権							
鹿特区魚 第58号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18" 点イ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	3台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
	団体漁業権							
鹿特区魚 第59号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市開 闢川尻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 33.5" E 130° 33' 18" 点イ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 12" 点ウ N 31° 10' 31.5" E 130° 33' 12" 点エ N 31° 10' 32" E 130° 33' 17" 点オ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	9台	指宿 市の 旧開 闢町 の地 区
鹿特区魚 第60号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 50" E 130° 38' 30" 点エ N 31° 12' 48" E 130° 38' 37" 点オ N 31° 12' 46" E 130° 38' 39" 点カ N 31° 12' 48" E 130° 38' 44" 点キ N 31° 12' 53" E 130° 38' 40" 点ク N 31° 12' 57" E 130° 38' 29"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	指宿 市の 旧山 川町 の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第61号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 49" E 130° 38' 45" 点イ N 31° 17' 44" E 130° 39' 22" 点ウ N 31° 17' 28" E 130° 39' 19" 点エ N 31° 17' 33" E 130° 38' 42"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第62 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第62号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 49" E 130° 38' 45" 点イ N 31° 17' 44" E 130° 39' 22" 点ウ N 31° 17' 28" E 130° 39' 19" 点エ N 31° 17' 33" E 130° 38' 42"	別紙-2	鹿特区 魚第61 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第63号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日~ 12月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	別紙-1	72台	鹿児 島の 旧喜 入町 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第64号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 03.5" E 130° 37' 14" 点イ N 31° 38' 03" E 130° 36' 32" 点ウ N 31° 38' 07.5" E 130° 36' 24" 点エ N 31° 39' 08" E 130° 37' 06"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第65 号及び 鹿特区 魚第66 号と合 わせて 260台	鹿児 島の (旧 東桜 島村 , 旧 谷山 市, 旧桜 島町 及び 旧喜 入町 の区 域を 除く)
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区魚 第65号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 42" E 130° 36' 33" 点イ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点ウ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5" 点エ N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	団体漁業権							
鹿特区魚 第66号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 10" E 130° 36' 51" 点イ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点ウ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33" 点エ N 31° 39' 15" E 130° 36' 45"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	団体漁業権							
鹿特区魚 第67号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 56" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 40' 53" E 130° 36' 55" 点ウ N 31° 41' 04" E 130° 36' 59" 点エ N 31° 41' 07" E 130° 36' 46"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	始良市の 旧始良町 , 旧加治 木町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区魚 第68号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市弁 天島沖小 島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 16" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 42' 19" E 130° 42' 38" 点ウ N 31° 42' 09" E 130° 42' 36" 点エ N 31° 42' 07" E 130° 43' 00"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	180台	霧島市の 旧隼人町 及び旧国 分市の地 区
	個別漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第69号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町小廻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 52" E 130° 48' 36" 点イ N 31° 40' 49" E 130° 48' 26" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 48' 28" 点エ N 31° 40' 41" E 130° 48' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	霧島 市福 山町
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第70号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町福山 浦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 22" E 130° 48' 52" 点イ N 31° 40' 19" E 130° 48' 41" 点ウ N 31° 40' 14" E 130° 48' 42" 点エ N 31° 40' 18" E 130° 48' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	霧島 市福 山町
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第71号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 41" E 130° 47' 48" 点イ N 31° 37' 49" E 130° 47' 20" 点ウ N 31° 37' 18" E 130° 47' 04" 点エ N 31° 37' 09" E 130° 47' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第72号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境田村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 46" E 130° 47' 20" 点イ N 31° 36' 57" E 130° 46' 53" 点ウ N 31° 36' 18" E 130° 46' 33" 点エ N 31° 36' 06" E 130° 47' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	185台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第73号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 24" E 130° 45' 47" 点イ N 31° 34' 53" E 130° 45' 39" 点ウ N 31° 34' 43" E 130° 44' 50" 点エ N 31° 34' 14" E 130° 44' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第10 4号と 合わせ て154 台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第74号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根居世神 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 49" E 130° 44' 47" 点イ N 31° 34' 13" E 130° 44' 41" 点ウ N 31° 34' 10" E 130° 44' 03" 点エ N 31° 33' 45" E 130° 44' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	160台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第75号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 黒神町宇 土湾北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 35' 54" E 130° 42' 53" 点イ N 31° 35' 50" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 36' 05" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 36' 07" E 130° 43' 02" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 42' 59" 点カ N 31° 35' 59" E 130° 42' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第76号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	45台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第77号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 野尻町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 26" E 130° 37' 06" 点イ N 31° 33' 21" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 33' 03" E 130° 37' 00" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 37' 16"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第78号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 持木・東 桜島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 38" E 130° 37' 27" 点イ N 31° 32' 19" E 130° 37' 14" 点ウ N 31° 32' 05" E 130° 37' 41" 点エ N 31° 32' 24" E 130° 37' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	80台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第79号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 有村町大 正湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 49" E 130° 39' 58" 点イ N 31° 32' 36" E 130° 39' 50" 点ウ N 31° 32' 08" E 130° 40' 40" 点エ N 31° 32' 19" E 130° 40' 47" 点オ N 31° 32' 30" E 130° 40' 24" 点カ N 31° 32' 34" E 130° 40' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第80 号と合 わせて 124台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第80号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 古里町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 23" E 130° 38' 21" 点イ N 31° 32' 13" E 130° 38' 25" 点ウ N 31° 32' 30" E 130° 39' 26" 点エ N 31° 32' 40" E 130° 39' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第79 号と合 わせて 124台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第81号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤生 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 28" E 130° 36' 35" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 36' 23" 点ウ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点エ N 31° 36' 00" E 130° 36' 19"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	76台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第82号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤水 町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 20" E 130° 36' 26.5" 点イ N 31° 34' 17" E 130° 36' 17" 点ウ N 31° 34' 04" E 130° 36' 23" 点エ N 31° 34' 07" E 130° 36' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第83号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 沖小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 51" E 130° 36' 50" 点イ N 31° 33' 09" E 130° 36' 38" 点ウ N 31° 33' 25" E 130° 36' 22" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 36' 06" 点オ N 31° 33' 23" E 130° 36' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	183台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第84号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から7月 31日	垂水市海 潟地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 21" E 130° 42' 21" 点イ N 31° 32' 29" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 32' 20" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 31' 54" E 130° 41' 46" 点オ N 31° 31' 58" E 130° 42' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	垂水 市海 潟
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第85号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市海 潟・中俣 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31' 55" E 130° 41' 24" 点イ N 31° 31' 59" E 130° 40' 56" 点ウ N 31° 31' 29" E 130° 40' 44" 点エ N 31° 30' 45" E 130° 40' 39" 点オ N 31° 30' 42" E 130° 41' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	385台 (但し, 4月1日 から7 月31日 の間は 365台)	垂水 市海 潟
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第86号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市中 俣・元垂 水地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 42" E 130° 40' 39" 点イ N 31° 30' 40" E 130° 41' 07" 点ウ N 31° 30' 21" E 130° 41' 12" 点エ N 31° 30' 23" E 130° 40' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	91台	垂水 市海 潟
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第87号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市柁 原並松地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 12" E 130° 42' 46" 点イ N 31° 27' 05" E 130° 42' 44" 点ウ N 31° 27' 07" E 130° 42' 38" 点エ N 31° 27' 13" E 130° 42' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	垂水 市海 潟
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第88号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市新 城地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 17" E 130° 42' 52" 点イ N 31° 25' 44" E 130° 43' 10" 点ウ N 31° 25' 56" E 130° 43' 40" 点エ N 31° 26' 10" E 130° 43' 33" 点オ N 31° 26' 04" E 130° 43' 18" 点カ N 31° 26' 14" E 130° 43' 12" 点キ N 31° 26' 20" E 130° 43' 27" 点ク N 31° 26' 29" E 130° 43' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	100台	垂水 市海 潟
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の 区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿 特 区 魚 第89号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市船 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 55" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 23' 38" E 130° 44' 57" 点ウ N 31° 22' 14" E 130° 45' 34" 点エ N 31° 22' 30" E 130° 46' 27" 点オ N 31° 23' 00" E 130° 46' 14" 点カ N 31° 23' 01" E 130° 46' 17" 点キ N 31° 23' 27" E 130° 46' 05" 点ク N 31° 23' 26" E 130° 46' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第90 号と合 わせて 432台	鹿屋 市
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第90号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市永 小原町永 目地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 27" E 130° 46' 59" 点イ N 31° 18' 27" E 130° 46' 21" 点ウ N 31° 17' 40" E 130° 46' 20" 点エ N 31° 17' 40" E 130° 46' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	72台	鹿屋 市
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第91号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町城ヶ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 17" E 130° 46' 57" 点イ N 31° 15' 29" E 130° 46' 44" 点ウ N 31° 15' 24" E 130° 46' 39" 点エ N 31° 15' 13" E 130° 46' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第92号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町馬場 弓場下地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 36" E 130° 45' 56" 点イ N 31° 15' 39" E 130° 45' 22" 点ウ N 31° 15' 03" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 15' 00" E 130° 45' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	51台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第93号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から10月 31日	肝属郡錦 江町大根 占港城ヶ 崎地区南 沖堤防内 側	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 08" E 130° 47' 12" 点イ N 31° 15' 04" E 130° 47' 13" 点ウ N 31° 15' 04" E 130° 47' 14" 点エ N 31° 15' 08" E 130° 47' 13"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第92 号と合 わせて 51台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第94号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 02" E 130° 45' 24" 点イ N 31° 13' 04" E 130° 45' 20" 点ウ N 31° 13' 00" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 12' 58" E 130° 45' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	13台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第95号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇北部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 59" E 130° 45' 08" 点イ N 31° 13' 02" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 56" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第96号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 51" E 130° 44' 59" 点イ N 31° 12' 53" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 40" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 38" E 130° 44' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第94 号と合 わせて 36台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第97号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇南部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 33" E 130° 44' 57" 点イ N 31° 12' 34" E 130° 44' 35" 点ウ N 31° 12' 05" E 130° 44' 33" 点エ N 31° 12' 03" E 130° 44' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第98号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占辺田小 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 44" E 130° 45' 10" 点イ N 31° 10' 48" E 130° 44' 48" 点ウ N 31° 10' 31" E 130° 44' 44" 点エ N 31° 10' 27" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	40台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第99号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠浮 津地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 08" E 130° 43' 29" 点イ N 31° 07' 27" E 130° 43' 22" 点ウ N 31° 07' 24" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 07' 04" E 130° 43' 06"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	60台	肝属 郡南 大隅 町佐 多伊 座敷
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第100号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 02' 14" E 130° 43' 03" 点ウ N 31° 02' 12" E 130° 43' 02" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 57" 点才 N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点力 N 31° 02' 06" E 130° 43' 03" 点キ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	肝属 郡南 大隅 町佐 多馬 籠, 佐多 郡, 佐多 辺塚
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
区 魚 第101 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町白木 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 46" E 131° 06' 22" 点イ N 31° 16' 38" E 131° 06' 17" 点ウ N 31° 16' 38" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 16' 46" E 131° 06' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第102 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町台場 下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 55" E 131° 04' 55" 点イ N 31° 17' 11" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 36" E 131° 05' 19" 点エ N 31° 17' 23" E 131° 04' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	400台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第103 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町仮屋 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 36" E 131° 03' 55" 点イ N 31° 20' 43" E 131° 03' 59" 点ウ N 31° 20' 51" E 131° 03' 44" 点エ N 31° 20' 43" E 131° 03' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	肝属 郡肝 付町 の旧 高山 町の 地区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第104 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 03" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 34' 23" E 130° 45' 33" 点ウ N 31° 34' 15" E 130° 44' 55" 点エ N 31° 33' 53" E 130° 45' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第73 号と合 わせて 154台	垂水 市牛 根
	団体漁業権							

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第43号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）236台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,079㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第44号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）539台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（34,465㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第50号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）60台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（3,806㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第56号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）195台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（12,432㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第63号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）72台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（4,546㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第49号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）26台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第54号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）50台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第57号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）30台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第62号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁場の区域	条 件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 第1号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島湯の口 池田崎地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 52" E 130° 15' 36" (出水郡長島町獅子島湯の口池田崎基点標識) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鉦崎基点標石) 点ア N 32° 16' 51" E 130° 15' 36" 点イ N 32° 17' 43" E 130° 16' 04"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第2号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 池尻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鉦崎基点標石) 基点2 N 32° 17' 58" E 130° 15' 28" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出港東防波堤基部基点標石) 点ア N 32° 17' 43" E 130° 16' 04" 点イ N 32° 17' 59" E 130° 15' 28"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第3号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 白浜地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 15' 16.5" (出水郡長島町獅子島御所浦白浜基点標石) 基点2 N 32° 18' 00" E 130° 15' 23" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出基点標石) 点ア N 32° 18' 03.5" E 130° 15' 16.5" 点イ N 32° 18' 01" E 130° 15' 24"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第4号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 京泊タグ イ崎平河 内地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 05" E 130° 15' 13" (出水郡長島町獅子島御所浦京泊中鼻基点標石) 基点2 N 32° 18' 08" E 130° 14' 52" (出水郡長島町獅子島御所浦平河内防波堤基点標識) 点ア N 32° 18' 06" E 130° 15' 14" 点イ N 32° 18' 08" E 130° 14' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第5号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 中の島地 先	中の島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 第6号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島内方 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 04" E 130° 14' 51" 基点2 N 32° 17' 59" E 130° 14' 06" (出水郡長島町獅子島御所浦野島浦基点標石) 点ア N 32° 18' 07" E 130° 14' 47" 点イ N 32° 18' 00" E 130° 14' 05"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第7号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島地先	野島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第8号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 野島下別 当地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 14' 00" (出水郡長島町獅子島御所浦野島アカミ下基点標石) 基点2 N 32° 17' 52" E 130° 13' 45" (出水郡長島町獅子島御所浦下別当サキナシロ鼻基点標石) 点ア N 32° 18' 02" E 130° 13' 59" 点イ N 32° 17' 53" E 130° 13' 45"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第9号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 52" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ浦基点標石) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 14' 01" (出水郡長島町獅子島御所浦須ノ脇鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 51" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 45" E 130° 13' 52" 点ウ N 32° 17' 46" E 130° 14' 00"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第10号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 モジロ鼻 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 33" E 130° 13' 48" (出水郡長島町御所浦引地ヘデ鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 26" E 130° 13' 52" (出水郡長島町御所浦モジロ鼻南基点標石) 点ア N 32° 17' 34" E 130° 13' 48" 点イ N 32° 17' 25" E 130° 13' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 第11号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 前島地先	出水郡長島町獅子島御所浦前島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第12号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 鬼塚須舞 取大坪地 先	基点1と点アを結ぶ直線、点アと点イの間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び点イ、点ウ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚江島中鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 22" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島御所浦大坪新地浦干拓護岸基点標識) 点ア N 32° 17' 32" E 130° 13' 21" 点イ N 32° 17' 21" E 130° 13' 41" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 47"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第13号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 江島西ア ジロ地先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町江島中鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 14"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第14号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側上 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 12" (出水郡長島町獅子島片側江島南鼻の基点標石) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 12' 55" (出水郡長島町獅子島片側獅子島中学校下の基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 11" 点イ N 32° 16' 44" E 130° 12' 53"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第15号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側下 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 36" E 130° 12' 46" (出水郡長島町獅子島早崎浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 50" E 130° 12' 50" (出水郡長島町獅子島片側下山の基点標石) 点ア N 32° 16' 36" E 130° 12' 44" 点イ N 32° 15' 51" E 130° 12' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 第16号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側長 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側長瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第17号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島下ノ山 大首地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 48" E 130° 12' 51" (出水郡長島町獅子島下ノ山の基点標石) 基点2 N 32° 14' 51" E 130° 12' 53" (出水郡長島町獅子島高ノ口の基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 51" E 130° 12' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第18号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町瓢箪 島(大島) 地先	出水郡長島町瓢箪島(大島)の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第19号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 36" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島幣串中網代鼻基点標識) 基点2 N 32° 14' 57" E 130° 12' 54" (出水郡長島町獅子島高ノ口鼻基点標識) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 13' 17" 点イ N 32° 14' 57" E 130° 12' 55"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 第20号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島前島地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 04" E 130° 13' 23" (出水郡長島町獅子島前島立神の鼻基点標識) 基点2 N 32° 15' 16" E 130° 13' 21" (出水郡長島町獅子島前島神社基点標識) 点ア N 32° 15' 04" E 130° 13' 22" 点イ N 32° 15' 16" E 130° 13' 20"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第21号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島前島西 岸南地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 56" E 130° 13' 31" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 54" E 130° 13' 33" (出水郡長島町前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 15' 01" E 130° 13' 31" 点イ N 32° 14' 46" E 130° 13' 38"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第22号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島幣串内 曲地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合50メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島幣串内曲基点標識) 基点2 N 32° 15' 20" E 130° 14' 22" (出水郡長島町獅子島幣串瀬牟田基点標識) 点ア N 32° 15' 30" E 130° 13' 49" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 14' 19"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第23号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島柏栗地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 23" E 130° 14' 31" (出水郡長島町獅子島幣串アクソ鼻基点標石) 基点2 N 32° 16' 00" E 130° 14' 30" (出水郡長島町獅子島柏栗基点標識) 点ア N 32° 15' 23" E 130° 14' 32" 点イ N 32° 15' 58" E 130° 14' 31"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第24号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島立石地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 59" E 130° 14' 37" (出水郡長島町獅子島柏栗港基点標識) 基点2 N 32° 16' 09" E 130° 14' 50" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 点ア N 32° 15' 58" E 130° 14' 38" 点イ N 32° 16' 09" E 130° 14' 51"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第25号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島立石港 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 16" E 130° 14' 51.5" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 15' 34" (出水郡長島町獅子島湯ノ口五社鼻基点標識) 点ア N 32° 16' 14.5" E 130° 14' 54" 点イ N 32° 16' 47" E 130° 15' 35"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第26号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町小伊 唐島北地 先	基点1. 点ア. 点イ. 点ウ. 点エ及び基点2を順次に 直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 40" E 130° 13' 09" (出水郡長島町小伊唐島姉が下基点標石) 基点2 N 32° 13' 36" E 130° 13' 03" (出水郡長島町小伊唐島巢の花基点標石) 点ア N 32° 13' 40" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 13' 06" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 13' 03" 点エ N 32° 13' 37" E 130° 13' 01"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第27号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島目吹鼻 地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 35" E 130° 11' 38" (出水郡長島町伊唐島目吹基点標石) 基点2 N 32° 14' 11" E 130° 12' 02" (出水郡長島町伊唐島目吹ヨイガミ基点標石) 点ア N 32° 14' 35" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 12' 03"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第28号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町目吹 島地先	出水郡長島町目吹島の最大高潮時海岸線と最大低潮時 海岸線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第29号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島目吹鼻 西地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 12" E 130° 11' 41" (出水郡長島町伊唐島竹崎北基点標識) 基点2 N 32° 14' 33" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島目吹鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 12" E 130° 11' 39" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 11' 35"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第30号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島竹崎南 地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 56" E 130° 11' 44" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 基点2 N 32° 14' 07" E 130° 11' 42" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 点ア N 32° 13' 55" E 130° 11' 43" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 11' 40"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 の 第31号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町伊唐 島島の崎 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 37" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島赤間基点標石) 基点2 N 32° 13' 12" E 130° 11' 18" (出水郡長島町伊唐島島の崎基点標石) 点ア N 32° 13' 38" E 130° 11' 36" 点イ N 32° 13' 12" E 130° 11' 17"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第32号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 待島地先	出水郡長島町諸浦待島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第33号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長瀬地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 17" E 130° 11' 05" (出水郡長島町諸浦長瀬中之下基点標石) 基点2 N 32° 15' 12" E 130° 11' 03" (出水郡長島町諸浦長瀬クジラ鼻基点標石) 点ア N 32° 15' 17" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 12" E 130° 11' 05"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第34号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪堂崎 鼻地先	基点1から点アを見通す直線、点アと点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線、点エと点オ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び基点2から点オを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 29" E 130° 11' 15" (出水郡長島町諸浦葛輪漁港東防波堤基部基点標石) 基点2 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町諸浦葛輪堂崎基点標石) 点ア N 32° 15' 27" E 130° 11' 17" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 11' 23" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 11' 26" 点エ N 32° 15' 42" E 130° 11' 24" 点オ N 32° 15' 53" E 130° 11' 16"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第35号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 ホウ瀬地 先	出水郡長島町葛輪ホウ瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業種 又は団体漁 業種の別						
鹿特区 の 第36号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町黒島 地先	出水郡長島町黒島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 の 第37号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 蜂の巣地 先	基点1と点アを結ぶ直線、点ア、点イ間の最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点イを見通 す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町葛輪蜂の巣浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 31" E 130° 10' 51" (出水郡長島町葛輪田島基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 31" E 130° 10' 50"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 の 第38号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 田島地先	基点から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮 時海岸線から沖合50メートルの線、点イ、点ウ、点エを 結ぶ直線、点エ、点オ間の最大高潮時海岸線から沖合60 メートルの線、基点2から点オを見通す直線及び最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 10' 51" (出水郡長島町諸浦葛輪田島基点標石) 基点2 N 32° 15' 18" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦葛輪田島入江西基点標石) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 27" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 15' 22" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 10' 37" 点オ N 32° 15' 19" E 130° 10' 32"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 の 第39号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町葛輪 地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ 直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メー トルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 18" E 130° 10' 30" (出水郡長島町葛輪田島入江西基点標石) 基点2 N 32° 14' 50" E 130° 10' 04" (出水郡長島町葛輪大城基点標石) 点ア N 32° 15' 19" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 08" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 10' 06" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 03"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業種						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 の 第40号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	基点1. 点アを結ぶ直線, 点ア, 点イを結ぶ直線, 点 イ, 点ウ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの 線, 基点2から点ウを見通す直線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 29" E 130° 09' 59" (出水郡長島町諸浦白瀬水産加工場角基点標識) 基点2 N 32° 14' 47" E 130° 10' 00" (出水郡長島町諸浦大城基点標石) 点ア N 32° 14' 29" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 09' 57" 点ウ N 32° 14' 47" E 130° 09' 59"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第41号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬西地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線と最大高潮海岸線から沖合30 メートルの線によって囲まれた区域及び基点3, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点3を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 27" E 130° 09' 50" (出水郡長島町諸浦白瀬神社下基点標石) 基点2 N 32° 13' 47" E 130° 09' 51" (出水郡長島町諸浦榎の浦基点標識) 基点3 N 32° 14' 45" E 130° 09' 32" (出水郡長島町壁岩基点標石) 点ア N 32° 14' 30" E 130° 09' 48" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 51" 点ウ N 32° 14' 45" E 130° 09' 34" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 35" 点オ N 32° 14' 42" E 130° 09' 33"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第42号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長浦坊子 鼻地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通 す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 44" E 130° 09' 56" (出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦長浦基点標柱) 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 56" 点イ N 32° 13' 42" E 130° 09' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第43号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 榎之浦地 先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 13' 47" E 130° 09' 59" (出水郡長島町榎之浦(舟かくし浦西)基点標石) 点ア N 32° 13' 47" E 130° 10' 06"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第44号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 乳之瀬戸 東コドマ イ地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 36" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東基点標識) 基点2 N 32° 14' 02" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 37" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 14' 03" E 130° 10' 32"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第45号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 島本浦保 育園下地 先	点アと点イ、点ウ、基点1を順次に結んだ直線及び最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 18" E 130° 10' 35" (出水郡長島町諸浦島曲り鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 06" E 130° 10' 29" 点イ N 32° 14' 14" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 14' 18" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第46号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 末島地先	出水郡長島町末島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第47号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 竹島地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、基点 2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 10' 53" (出水郡長島町諸浦竹島防波堤基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 10' 57" (出水郡長島町諸浦末島基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 10' 54" 点イ N 32° 13' 41" E 130° 11' 00" 点ウ N 32° 13' 43" E 130° 10' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第48号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 伊唐大橋 下地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 59" E 130° 11' 02" (出水郡長島町諸浦オキノツキダシ基点標識) 基点2 N 32° 13' 13" E 130° 10' 43" (出水郡長島町諸浦薄井ヘタメ基点標石) 点ア N 32° 12' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 32° 13' 14" E 130° 10' 44"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第49号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 26" E 130° 11' 14" (出水郡長島町鷹巢宮之浦白拍子鼻基点標識) 基点2 N 32° 12' 58" E 130° 11' 02" (出水郡長島町鷹巢宮之浦オノツキダシ基点標識) 点ア N 32° 12' 27" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 12' 58" E 130° 11' 04"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第50号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町三船 長瀬から 福ノ浦辰 の鼻地先	基点1から点アを見通す線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 09' 20" (出水郡長島町三船長瀬中鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 01" E 130° 08' 44" (出水郡長島町辰の鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 35" E 130° 09' 21" 点イ N 32° 12' 55" E 130° 09' 14" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 09' 10" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 08' 43"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第51号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町脇崎 小島地先	出水郡長島町脇崎小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第52号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町脇崎 先ノ山鼻 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 09' 58" E 130° 11' 38" (出水郡長島町京泊基点標石) 基点2 N 32° 09' 46" E 130° 12' 19" (出水郡長島町鯖ノ口鼻南基点標石) 点ア N 32° 09' 58" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 09' 47" E 130° 12' 20"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係
	地区						
鹿特区 の 第53号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町茅屋 小島元か ら口之福 浦地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 基点2 N 32° 12' 36" E 130° 08' 35" (出水郡長島町口之福浦長次郎の耕地石垣の東端 基点標石) 点ア N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 08' 35"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の 旧長島 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第54号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町茅屋 棧敷瀬か ら茅屋小 島元地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 57.5" E 130° 07' 34" 基点2 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 点ア N 32° 12' 58.5" E 130° 07' 33" 点イ N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の 旧長島 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第55号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町北方 崎から茅 屋田竹地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 36" E 130° 06' 39" 基点2 N 32° 12' 46" E 130° 07' 26.5" 点ア N 32° 12' 34" E 130° 06' 37" 点イ N 32° 12' 47" E 130° 07' 26.5"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の 旧長島 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第56号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町浜漣 右岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 07" E 130° 06' 47" (出水郡長島町浜漣基点標石) 基点2 N 32° 12' 10" E 130° 06' 52" (出水郡長島町浜漣基点標石) 点ア N 32° 12' 06" E 130° 06' 48" 点イ N 32° 12' 09" E 130° 06' 53"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の 旧長島 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第57号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町浜漣 左岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 59" E 130° 06' 36" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 基点2 N 32° 11' 56" E 130° 06' 47" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 36" 点イ N 32° 11' 57" E 130° 06' 47"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水郡長 島町の 旧長島 町の 地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係
	団体漁業権						地区
鹿特区 の 第58号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町温之 浦右岸地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 48" E 130° 06' 32" (出水郡長島町温之浦基点標石) 基点2 N 32° 11' 42" E 130° 06' 50" (出水郡長島町温之浦基点標石) 点ア N 32° 11' 47" E 130° 06' 32" 点イ N 32° 11' 41" E 130° 06' 49"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第59号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水市地 先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、広瀬川、高尾野川及び名護漁港の区域を除く 基点及び点の位置 基点1 N 32° 07' 31" E 130° 20' 14" (米之津川右岸旧河口防波堤突端基点標識) 基点2 N 32° 07' 10" E 130° 16' 23" (出水市藤島水音鼻基点標識) 点ア N 32° 07' 44" E 130° 19' 57" 点イ N 32° 06' 48" E 130° 18' 05" 点ウ N 32° 06' 54" E 130° 17' 09"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 市
	団体漁業権						
鹿特区 の 第60号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	薩摩川内 市港町唐 山唐浜漁 港東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 09" E 130° 12' 16" 点イ N 31° 52' 12" E 130° 12' 14" 点ウ N 31° 52' 14" E 130° 12' 17" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 19"	外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	薩摩 川内 市の 旧川 内市 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第61号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	薩摩川内 市川内川 河口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 09" E 130° 12' 55" 点イ N 31° 50' 05" E 130° 13' 00" 点ウ N 31° 50' 03" E 130° 12' 59" 点エ N 31° 50' 07" E 130° 12' 54"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	薩摩 川内 市の 旧川 内市 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第62号	第1種 区画漁業	のり養殖業	10月1日 から翌年 4月30日	指宿市今 和泉地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 35" E 130° 35' 57" (指宿市今和泉漁港北側基点標識) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 35' 40" (指宿市指宿商業高校下基点標石) 点ア N 31° 17' 36" E 130° 35' 58" 点イ N 31° 17' 38" E 130° 35' 53" 点ウ N 31° 17' 45" E 130° 35' 42"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	指宿 市の 旧指 宿市 岩本 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係
	団体漁業権						地区
鹿特区 の 第63号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入生見 町田貴地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 27" E 130° 34' 45" (鹿児島市喜入生見町田貴護岸南東基点標識) 基点2 N 31° 18' 30" E 130° 34' 38" (鹿児島市喜入生見町田貴護岸北西基点標識) 点ア N 31° 18' 29" E 130° 34' 47" 点イ N 31° 18' 33" E 130° 34' 40"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第64号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ 線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 04" E 130° 34' 04" (鹿児島市喜入生見町海水浴場北端谷元商店下基点標 識) 基点2 N 31° 19' 26" E 130° 33' 51" (鹿児島市喜入生見町久津輪防災監視塔下基点標識) 点ア N 31° 19' 06" E 130° 34' 08" 点イ N 31° 19' 27" E 130° 33' 55"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第65号	区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入前之 浜町鈴地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町鈴川基点標識) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町鈴納骨堂下北側国道護岸 基点標識) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 33' 45" 点イ N 31° 20' 05" E 130° 33' 41"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 の 第66号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 喜入中名 町地先	基点1、点ア及び基点2を結ぶ直線並びに最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 47" E 130° 32' 10" (鹿児島市喜入中名町上北村埋立地北防波堤基点 標識) 基点2 N 31° 24' 03" E 130° 31' 54" (鹿児島市喜入中名町脇田樋高川口基点標識) 点ア N 31° 24' 06" E 130° 31' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
	団体漁業権						

ウ わかめ養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿特区 わ 第1号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町幣串 鵜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 45" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 39" E 130° 12' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第2号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町待島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 11' 21" 点イ N 32° 16' 39" E 130° 11' 17" 点ウ N 32° 16' 45" E 130° 11' 21" 点エ N 32° 16' 43" E 130° 11' 25"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第3号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町本浦 野島東地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 29" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 14' 27" E 130° 11' 07" 点ウ N 32° 14' 26" E 130° 11' 04" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 11' 03"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第4号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町白瀬 白浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 23" E 130° 09' 25" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 09' 17" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 09' 27"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第5号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町黒島 南西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 15' 37" E 130° 10' 36" 点ウ N 32° 15' 32" E 130° 10' 41" 点エ N 32° 15' 34" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第6号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	出水郡長 島町棧敷 瀬東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 07' 44" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 07' 46" 点ウ N 32° 13' 01" E 130° 07' 44" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 07' 42"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第7号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	阿久根市 脇本愛宕 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 04' 37" E 130° 11' 28" 点イ N 32° 04' 34" E 130° 11' 26" 点ウ N 32° 04' 23" E 130° 11' 39" 点エ N 32° 04' 26" E 130° 11' 41"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市 脇本
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第8号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	薩摩川内 市港町唐 山唐浜漁 港東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 12" E 130° 11' 56" 点イ N 31° 52' 08" E 130° 11' 55" 点ウ N 31° 52' 07" E 130° 11' 59" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 00"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	薩摩 川内市の 旧川内市 の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第9号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	いちき串 木野市ま ぐる本町 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 15" E 130° 15' 35" 点イ N 31° 43' 15" E 130° 15' 31" 点ウ N 31° 43' 08" E 130° 15' 31" 点エ N 31° 43' 08" E 130° 15' 35"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	いちき串 木野市の 旧串木野 市の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第10号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	日置市江 口浜海浜 公園地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 49.5" E 130° 19' 10.5" 点イ N 31° 38' 49" E 130° 19' 09" 点ウ N 31° 38' 43" E 130° 19' 11.7" 点エ N 31° 38' 43.5" E 130° 19' 13.3"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の 旧東市来 町・旧日 吉町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第11号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	指宿市湯 山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 23" E 130° 39' 34" 点イ N 31° 15' 20" E 130° 39' 41" 点ウ N 31° 15' 05" E 130° 39' 36" 点エ N 31° 15' 07" E 130° 39' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	指宿市の旧指宿市（今和泉を除く）の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第12号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 生見町森 満地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 41" E 130° 34' 34" 点イ N 31° 18' 40" E 130° 34' 32" 点ウ N 31° 18' 43" E 130° 34' 28" 点エ N 31° 18' 45" E 130° 34' 30"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第13号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 平川町地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 27" E 130° 31' 10" 点イ N 31° 26' 29" E 130° 31' 16" 点ウ N 31° 26' 45" E 130° 31' 16" 点エ N 31° 26' 43" E 130° 31' 10"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第14号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 南栄2号 用地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 27" E 130° 32' 01" 点イ N 31° 30' 26" E 130° 32' 04" 点ウ N 31° 30' 54" E 130° 32' 14" 点エ N 31° 30' 55" E 130° 32' 10"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第15号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 吉野町地 先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市（旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く）
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 わ 第16号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市脇 元地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 34" E 130° 36' 57" 点イ N 31° 41' 35" E 130° 37' 01" 点ウ N 31° 41' 44" E 130° 36' 58" 点エ N 31° 41' 43" E 130° 36' 53"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第17号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市松 原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 34" E 130° 38' 03" 点イ N 31° 42' 31" E 130° 38' 03" 点ウ N 31° 42' 31" E 130° 38' 11" 点エ N 31° 42' 34" E 130° 38' 11"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第18号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	始良市加 治木町新 興干拓地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 23" E 130° 39' 19" 点イ N 31° 43' 18" E 130° 39' 20" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 39' 14" 点エ N 31° 43' 19" E 130° 39' 10"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第19号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町小浜 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 130° 41' 35" 点イ N 31° 43' 44" E 130° 41' 33" 点ウ N 31° 43' 39" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 43' 42" E 130° 41' 45"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第20号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町浜之 市地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 43' 11" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第21号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市隼 人町弁天 島東	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 16" E 130° 43' 14" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の隼人町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第22号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市国 分敷根若 尊鼻西	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 39" E 130° 47' 51" 点ウ N 31° 41' 30" E 130° 47' 48" 点エ N 31° 41' 29" E 130° 47' 51" 点オ N 31° 41' 33" E 130° 47' 55"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の隼人町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第23号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	霧島市福 山町若尊 鼻南側地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市旧福山町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第24号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿児島市 東桜島伊 敷ヶ窪	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 01" E 130° 38' 05" 点イ N 31° 33' 00" E 130° 38' 01" 点ウ N 31° 32' 55" E 130° 38' 04" 点エ N 31° 32' 57" E 130° 38' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧東桜島村の地区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第25号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市海 潟桜島口 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 47" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 わ 第26号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市中 俣地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 50" E 130° 41' 38" 点イ N 31° 30' 51" E 130° 41' 31" 点ウ N 31° 30' 41" E 130° 41' 29" 点エ N 31° 30' 40" E 130° 41' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第27号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市柘原錦町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 53" E 130° 41' 43" 点ウ N 31° 27' 45" E 130° 41' 44" 点エ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第28号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市柘原並松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 18" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 27' 15" E 130° 42' 59" 点ウ N 31° 27' 12" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 27' 15" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第29号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	垂水市新 城宇住庵 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 11" E 130° 44' 16" 点イ N 31° 26' 09" E 130° 44' 13" 点ウ N 31° 25' 59" E 130° 44' 26" 点エ N 31° 26' 01" E 130° 44' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第30号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市船 間町小園 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 15" E 130° 46' 20" 点イ N 31° 23' 15" E 130° 46' 12" 点ウ N 31° 23' 03" E 130° 46' 18" 点エ N 31° 23' 05" E 130° 46' 26"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市 の旧鹿屋市 の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 わ 第31号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市高 須町金浜 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21' 43" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 21' 41" E 130° 47' 07" 点ウ N 31° 21' 30" E 130° 47' 12" 点エ N 31° 21' 33" E 130° 47' 18"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿屋 市の 旧鹿 屋市 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第32号	第1種区 画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	鹿屋市高 須海岸地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 41" E 130° 47' 36" 点イ N 31° 20' 35" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 20' 15" E 130° 47' 37" 点エ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	鹿屋 市の 旧鹿 屋市 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 わ 第33号	第1種 区画漁業	わかめ養殖 業	11月1日 から翌年 4月30日	志布志市 夏井地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 13" E 131° 07' 49" 点イ N 31° 28' 14" E 131° 07' 47" 点ウ N 31° 28' 12" E 131° 07' 43" 点エ N 31° 28' 11" E 131° 07' 46"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなければ ならない	志布 志市 の旧 志布 志町 の地 区
	団体漁業権						

エ ひじき養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひじ 第1号	第1種 区画漁業	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町田尻 前浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 21" E 130° 09' 33" 点イ N 32° 05' 15" E 130° 09' 32" 点ウ N 32° 05' 15" E 130° 09' 29" 点エ N 32° 05' 22" E 130° 09' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひじ 第2号	第1種 区画漁業	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	指宿市観 音埼地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 09" E 130° 35' 27" 点イ N 31° 18' 12" E 130° 35' 34" 点ウ N 31° 17' 58" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 17' 55" E 130° 35' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の地区 (ただし指宿地区を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 ひじ 第3号	第1種 区画漁業	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 平川地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 05" E 130° 31' 17" 点イ N 31° 26' 10" E 130° 31' 35" 点ウ N 31° 26' 31" E 130° 31' 24" 点エ N 31° 26' 26" E 130° 31' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひじ 第4号	第1種 区画漁業	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	鹿児島市 吉野地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 54" E 130° 34' 40" 点イ N 31° 37' 58" E 130° 36' 12"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧谷山市, 旧東桜島村, 旧桜島町及び旧喜入町の地区を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 ひじ 第5号	第1種 区画漁業	ひじき養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	霧島市隼 人町浜之 市地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 43' 11" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の隼人町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業種 又は団体漁 業種の別						
鹿特区 ひじ 第6号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	霧島市隼 人町弁天 島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 16" E 130° 43' 14" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	霧島 市の 旧国 分市 の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 ひじ 第7号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市海 潟桜島口 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 57" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	団体漁業種						
鹿特区 ひじ 第8号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市海 潟江之島 地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 50" E 130° 41' 47" 基点2 N 31° 31' 45" E 130° 41' 45" 点ア N 31° 31' 50" E 130° 41' 50" 点イ N 31° 31' 45" E 130° 41' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	団体漁業種						
鹿特区 ひじ 第9号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市荒 崎地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 30' 38" E 130° 41' 44" 基点2 N 31° 30' 33" E 130° 41' 44" 点ア N 31° 30' 38" E 130° 41' 37" 点イ N 31° 30' 33" E 130° 41' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	団体漁業種						
鹿特区 ひじ 第10号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市浜 平地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 27' 55" E 130° 41' 54" 基点2 N 31° 27' 48" E 130° 41' 55" 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	団体漁業種						
鹿特区 ひじ 第11号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市柘 原地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 27' 18" E 130° 43' 14" 基点2 N 31° 27' 22" E 130° 43' 02" 点ア N 31° 27' 16" E 130° 43' 12" 点イ N 31° 27' 19" E 130° 43' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	垂水 市 (牛 根地 区を 除く)
	団体漁業種						

オ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底三船ミンゴラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 32" E 130° 09' 32" 点イ N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点ウ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点オ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点カ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点キ N 32° 13' 18" E 130° 09' 47" 点ク N 32° 13' 14" E 130° 09' 45" 点ケ N 32° 13' 14" E 130° 09' 39"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底三船浦東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 25" E 130° 09' 53" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 49" 点ウ N 32° 13' 20" E 130° 09' 48" 点エ N 32° 13' 19" E 130° 09' 50"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町の地区
	個別漁業権						
鹿特区母(垂)第4号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51' 10" E 129° 50' 50" 点イ N 31° 51' 11" E 129° 50' 42" 点ウ N 31° 51' 07" E 129° 50' 41" 点エ N 31° 51' 07" E 129° 50' 50"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町の地区
	個別漁業権						

カ ひおうぎがい養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当南 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点イ N 32° 17' 39" E 130° 13' 59" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 54" 点エ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第2号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 29" E 130° 13' 20" 点イ N 32° 15' 28" E 130° 13' 22" 点ウ N 32° 15' 23" E 130° 13' 17" 点エ N 32° 15' 24" E 130° 13' 15"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第3号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町黒崎 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 17" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 15' 19" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第4号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 長瀬ニゴ ガジロ地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 03" E 130° 10' 47" 点イ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46" 点エ N 32° 15' 00" E 130° 10' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第5号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 49" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 14' 49" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 14' 46" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 14' 46" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第6号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 乳の瀬戸 東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 16" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 13" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 ひ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町白瀬 白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 54" E 130° 09' 45" 点イ N 32° 13' 56" E 130° 09' 45" 点ウ N 32° 13' 54" E 130° 09' 40" 点エ N 32° 13' 53" E 130° 09' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 、かいま た瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 07" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 09" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 09" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町市来 崎観音地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 08' 53" E 130° 11' 59" 点イ N 32° 08' 53" E 130° 11' 57" 点ウ N 32° 08' 52" E 130° 11' 57" 点エ N 32° 08' 52" E 130° 11' 59"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第11号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 52" E 130° 10' 28" 点イ N 32° 07' 51" E 130° 10' 26" 点ウ N 32° 07' 47" E 130° 10' 30" 点エ N 32° 07' 48" E 130° 10' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第12号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 32° 07' 58" E 130° 10' 20" 点ウ N 32° 07' 54" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業種 又は団体漁 業種の別						
鹿特区 ひ(垂) 第13号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 40.4" E 130° 09' 51.3" 点イ N 32° 14' 36" E 130° 09' 53.5" 点ウ N 32° 14' 36.5" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 ひ(垂) 第14号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 浦西岸地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 49" 点イ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点ウ N 32° 12' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 12' 26" E 130° 08' 45" 点オ N 32° 12' 22" E 130° 08' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 長島の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 ひ(垂) 第15号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 59" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 00" E 130° 06' 49" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 長島の地 区
	団体漁業種						
鹿特区 ひ(垂) 第16号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 喜入生見 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 18' 29.5" E 130° 35' 0.5" 点イ N 31° 18' 30.7" E 130° 35' 0.6" 点ウ N 31° 18' 32" E 130° 35' 00" 点エ N 31° 18' 31.5" E 130° 34' 59" 点オ N 31° 18' 29.5" E 130° 34' 59.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児島市 の旧喜入 町の地区
	団体漁業種						
鹿特区 ひ(垂) 第17号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 基点2 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 点ア N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5" 点イ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	団体漁業種						
鹿特区 ひ(垂) 第18号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 基点2 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 点ア N 31° 39' 15" E 130° 36' 45" 点イ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
	団体漁業種						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 ひ(垂) 第19号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	始良市松 原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 42' 33" E 130° 37' 53" 点イ N 31° 42' 26" E 130° 37' 53" 点ウ N 31° 42' 26" E 130° 38' 01" 点エ N 31° 42' 33" E 130° 38' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	始良 市の 旧始 良町 、旧 加治 木町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第20号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 40' 53" E 130° 36' 37" 点イ N 31° 40' 45" E 130° 36' 35" 点ウ N 31° 40' 45" E 130° 36' 40" 点エ N 31° 40' 53" E 130° 36' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	始良 市の 旧始 良町 、旧 加治 木町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第21号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09" 点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	肝属 郡南 大隅 町の 旧佐 多町 の区 域 (伊 座敷 を除 く)
	団体漁業権						
鹿特区 ひ(垂) 第22号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03.5"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	志布 志市 旧志 布志 町の 地区
	団体漁業権						

キ あわび養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関係 地区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町黒崎 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 15' 22" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 32" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第2号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 09" E 130° 11' 02" 点イ N 32° 15' 08" E 130° 11' 02" 点ウ N 32° 15' 07" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 15' 08" E 130° 11' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第3号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪アソ ジロ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 05" E 130° 10' 48" 点イ N 32° 15' 03" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 15' 04" E 130° 10' 53" 点エ N 32° 15' 06" E 130° 10' 51"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第4号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 30" E 130° 10' 53" 点イ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点ウ N 32° 14' 27" E 130° 10' 50" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第5号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町白瀬 葛輪境地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 52" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 10' 00" 点ウ N 32° 14' 49" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 47" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第6号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 つぶら崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 あ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 、かいま た瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 49" E 130° 10' 48" 点ウ N 32° 13' 49" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 04" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 04" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 07" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 49" E 130° 10' 22" 点イ N 32° 07' 50" E 130° 10' 24" 点ウ N 32° 07' 53" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	あわび垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 54" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 53" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	団体漁業権						

ク かき養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第1号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 41" E 130° 14' 01" 点イ N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55" 点エ N 32° 17' 44" E 130° 13' 57"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第2号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島湯ノ口 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 15' 32" 点イ N 32° 16' 36" E 130° 15' 39" 点ウ N 32° 16' 33" E 130° 15' 36" 点エ N 32° 16' 36" E 130° 15' 31"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第3号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 15" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 15' 13" E 130° 13' 02" 点ウ N 32° 15' 19" E 130° 13' 09" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 13' 08"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第4号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側重 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 21" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 16' 26" E 130° 12' 45" 点ウ N 32° 16' 26" E 130° 12' 42" 点エ N 32° 16' 21" E 130° 12' 44"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第5号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側琵 琶首地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 48" E 130° 12' 56" 点イ N 32° 16' 49" E 130° 12' 55" 点ウ N 32° 16' 46.5" E 130° 12' 51" 点エ N 32° 16' 45.5" E 130° 12' 52"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第6号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島黒崎小 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 17' 23" E 130° 13' 07" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 07" 点エ N 32° 17' 22" E 130° 13' 10"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第7号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町旧獅 子島小学 校地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 26" E 130° 13' 42" 点ウ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 か(垂) 第8号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 ニゴガシ 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 14' 57" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第9号	区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 木の根地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれ 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第10号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 10' 55" 点イ N 32° 14' 32.5" E 130° 10' 54" 点ウ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 30" E 130° 10' 54"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第11号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第12号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 くら地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 34" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 10' 35" 点エ N 32° 14' 10" E 130° 10' 34"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第13号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 桴之浦地 先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 42" E 130° 10' 06" 基点2 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 点ア N 32° 13' 44" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 58"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第14号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 針尾下地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 16" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 13' 16" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 13' 17" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 35"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
鹿特区 か(垂) 第15号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 竹島かい また瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 45"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第16号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 33" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 35" E 130° 09' 55" 点ウ N 32° 14' 34" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 14' 32" E 130° 09' 55"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第17号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 20" E 130° 10' 40" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 15" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 10' 42"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第18号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 20" 点イ N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 18" 点ウ N 32° 12' 46" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 07' 20"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第19号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜瀬 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 01" E 130° 06' 57" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 55" 点ウ N 32° 12' 00" E 130° 06' 55" 点エ N 32° 12' 00" E 130° 06' 57"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第20号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町蔵之 元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 24" E 130° 06' 05" 点イ N 32° 11' 24" E 130° 06' 03" 点ウ N 32° 11' 22" E 130° 06' 03" 点エ N 32° 11' 23" E 130° 06' 05"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設 置しなけ ればな らない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿特区 か(垂) 第21号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点ア を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市里町
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第22号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 蘭牟田地 先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点エ を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第23号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第24号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点エ N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	南さつま 市笠沙町 片浦(野 間池地区 を除く)
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第25号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 吉野町地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イ を見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれ た区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第26号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 基点2 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 点ア N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点イ N 31° 38' 42" E 130° 36' 33"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿特区 か(垂) 第27号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島小池 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36′ 00″ E 130° 36′ 19″ 点イ N 31° 36′ 06″ E 130° 36′ 06″ 点ウ N 31° 36′ 00″ E 130° 36′ 02.5″ 点エ N 31° 35′ 54″ E 130° 36′ 15.5″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第28号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島横山 町溶岩地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35′ 07″ E 130° 35′ 29″ 点イ N 31° 35′ 07″ E 130° 35′ 25″ 点ウ N 31° 35′ 03.5″ E 130° 35′ 25″ 点エ N 31° 35′ 03.5″ E 130° 35′ 29″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第29号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町若草 鼻南側地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 15″ E 130° 48′ 13″ 点イ N 31° 41′ 09″ E 130° 48′ 12″ 点ウ N 31° 41′ 10″ E 130° 47′ 59″ 点エ N 31° 41′ 16″ E 130° 48′ 00″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	霧島市福 山町地区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第30号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根前崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 40″ E 130° 43′ 25″ 点イ N 31° 33′ 43″ E 130° 43′ 26″ 点ウ N 31° 33′ 45″ E 130° 43′ 20″ 点エ N 31° 33′ 42″ E 130° 43′ 19″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	垂水市牛 根地区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第31号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 09″ E 130° 42′ 58″ 点イ N 31° 02′ 08″ E 130° 42′ 57″ 点ウ N 31° 02′ 10″ E 130° 42′ 54″ 点エ N 31° 02′ 11″ E 130° 42′ 55″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第32号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 14″ E 130° 43′ 08″ 点イ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 07″ 点ウ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 09″ 点エ N 31° 02′ 13″ E 130° 43′ 09″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿特区 か(垂) 第33号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 12" E 131° 07' 39" 点イ N 31° 28' 11" E 131° 07' 38" 点ウ N 31° 28' 13" E 131° 07' 31" 点エ N 31° 28' 14" E 131° 07' 32"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区
	団体漁業権						
鹿特区 か(垂) 第34号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03.5"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区
	団体漁業権						

ケ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	出水郡長島町浦底三船ミングラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点ウ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点エ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点オ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点カ N 32° 13' 26" E 130° 09' 49" 点キ N 32° 13' 35" E 130° 09' 45"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡東町
	個別漁業権						
鹿区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	出水郡長島町三船浦真珠作業基地地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 03" E 130° 09' 41" 点イ N 32° 13' 03" E 130° 09' 42" 点ウ N 32° 13' 05" E 130° 09' 42" 点エ N 32° 13' 04" E 130° 09' 40"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡東町
	個別漁業権						
鹿区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦樫之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 54" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 09' 52" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 13' 41" E 130° 09' 54"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町
	個別漁業権						
鹿区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	出水郡長島町諸浦裸島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 14' 06" E 130° 10' 34" 点エ N 32° 14' 08" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町
	個別漁業権						
鹿区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町
	個別漁業権						

コ あさり・はまぐり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特区あ(地)第1号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	始良市重富地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 20" E 130° 37' 11" 基点2 N 31° 42' 13" E 130° 37' 07" 点ア N 31° 42' 15" E 130° 37' 20" 点イ N 31° 42' 08" E 130° 37' 15"	なし	始良市の旧始良町の地区
	団体漁業権						
鹿特区あ(地)第2号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	始良市平松地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 48" E 130° 37' 39" 基点2 N 31° 42' 34" E 130° 37' 24" 点ア N 31° 42' 44" E 130° 37' 49" 点イ N 31° 42' 29" E 130° 37' 33"	なし	始良市の旧始良町の地区
	団体漁業権						
鹿特区あ(地)第3号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町小浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 57" E 130° 41' 37.5" 基点2 N 31° 44' 01" E 130° 41' 33" 点ア N 31° 43' 52" E 130° 41' 36" 点イ N 31° 43' 56" E 130° 41' 31"	なし	霧島市の旧隼人町地区
	団体漁業権						
鹿特区あ(地)第4号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町天降川河口	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 25" E 130° 44' 16" 基点2 N 31° 42' 26" E 130° 44' 09" 点ア N 31° 42' 22" E 130° 44' 15" 点イ N 31° 42' 23" E 130° 44' 08"	なし	霧島市の旧隼人町地区
	団体漁業権						
鹿特区あ(地)第5号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分市戸川地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" 基点2 N 31° 42' 24" E 130° 45' 39" 点ア N 31° 42' 04" E 130° 46' 32" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点ウ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点エ N 31° 42' 16" E 130° 45' 38"	なし	霧島市の旧国分市の地区
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁業権の別						
鹿特区 あ(地) 第6号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分漁港西 地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点4, 基点3, 基点 2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 基点2 N 31° 42' 15" E 130° 47' 10" 基点3 N 31° 42' 12" E 130° 46' 58" 基点4 N 31° 42' 07" E 130° 46' 51" 点ア N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 08"	なし	霧島市 の旧国 分市の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(地) 第7号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分漁港東 地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に 直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 50" E 130° 47' 56" 基点2 N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点ア N 31° 41' 48" E 130° 47' 50" 点イ N 31° 42' 00" E 130° 47' 43" 点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"	なし	霧島市 の旧国 分市の 地区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(地) 第8号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 喜入生見 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 18' 46" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 18' 47" E 130° 34' 25" 点ウ N 31° 18' 54.5" E 130° 34' 18" 点エ N 31° 18' 53.5" E 130° 34' 16"	なし	鹿児島 市の旧 喜入町 の地区
	団体漁業権						
鹿特区 あ(地) 第9号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 喜入前之 浜町川下 地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イ を見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮 時海岸線から沖合30メートルの線によって囲ま れた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 48" E 130° 33' 26" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 基点2 N 31° 21' 08" E 130° 33' 16" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 点ア N 31° 20' 49" E 130° 33' 30" 点イ N 31° 21' 09" E 130° 33' 21"	なし	鹿児島 市の旧 喜入町 の地区
	団体漁業権						

(3) 定置漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第1号	定置漁業	ぶり雑魚定置	9月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甕町平良島深浦地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 03" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甕町平良島深浦エビス岩基点標石) 点ア N 31° 47' 04" E 129° 50' 06" 点イ N 31° 47' 11" E 129° 49' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町平良
鹿定第2号	定置漁業	ぶり雑魚定置	12月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甕町平良島弁慶地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 46' 53" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甕町平良島弁慶定置小屋基点標石) 点ア N 31° 46' 35" E 129° 50' 17" 点イ N 31° 46' 46" E 129° 50' 21"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町平良
鹿定第3号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町夜萩地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 05" E 129° 47' 35" (薩摩川内市鹿島町夜萩浦横瀬基点標石) 点ア N 31° 47' 05" E 129° 47' 27" 点イ N 31° 47' 20" E 129° 47' 28" 点ウ N 31° 47' 14" E 129° 47' 44"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第4号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町浮水地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 45' 31" E 129° 46' 46" (薩摩川内市鹿島町浮水ナメ瀬基点標石) 点ア N 31° 45' 42" E 129° 46' 33" 点イ N 31° 45' 45" E 129° 46' 50" 点ウ N 31° 45' 30" E 129° 46' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第5号	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月31日	薩摩川内市鹿島町吹切地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 19" E 129° 46' 49" (薩摩川内市鹿島町吹切平瀬基点標石) 点ア N 31° 44' 03" E 129° 47' 02" 点イ N 31° 44' 22" E 129° 47' 06" 点ウ N 31° 44' 24" E 129° 46' 48"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第6号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町由良島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 17" E 129° 45' 36" (薩摩川内市鹿島町大崩八尻ゴト基点標石) 点ア N 31° 44' 40" E 129° 45' 27" 点イ N 31° 44' 41" E 129° 45' 42" 点ウ N 31° 44' 16" E 129° 45' 38"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第7号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月9日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 32.5" E 129° 43' 57" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 30" E 129° 44' 16" 点イ N 31° 39' 35" E 129° 44' 22" 点ウ N 31° 39' 47" E 129° 44' 05" 点エ N 31° 39' 41" E 129° 43' 57"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第8号	定置漁業	雑魚定置	7月10日から10月31日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 35" E 129° 43' 51" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 33" E 129° 43' 57" 点イ N 31° 39' 38" E 129° 44' 06" 点ウ N 31° 39' 45" E 129° 43' 57" 点エ N 31° 39' 37" E 129° 43' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第9号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 26' 01" E 130° 10' 04" (南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石) 点ア N 31° 26' 11" E 130° 10' 09" 点イ N 31° 26' 14" E 130° 10' 12" 点ウ N 31° 26' 02" E 130° 10' 25" 点エ N 31° 25' 57" E 130° 10' 07"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)
鹿定第10号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 21' 50" E 130° 10' 07" (南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根基点標石) 点ア N 31° 22' 00" E 130° 09' 54" 点イ N 31° 21' 50" E 130° 09' 42" 点ウ N 31° 21' 46" E 130° 09' 48" 点エ N 31° 21' 46" E 130° 09' 59"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第11号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町久志赤野間地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 54" E 130° 11' 53" (南さつま市坊津町久志赤野間基点標石) 基点2 N 31° 20' 01" E 130° 11' 57" (南さつま市坊津町久志赤野間オキノ瀬基点標石) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 11' 50" 点イ N 31° 20' 07" E 130° 11' 34" 点ウ N 31° 20' 16" E 130° 11' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目, 坊津町久志
鹿定第12号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開闢十町田ノ崎地先	基点, 点ア, 点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 11' 03" E 130° 30' 36" (指宿市開闢田ノ崎基点標石) 点ア N 31° 10' 57" E 130° 30' 14" 点イ N 31° 11' 17" E 130° 30' 24"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開闢町の地区
鹿定第13号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開闢川尻小瀬地先	基点, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 25" E 130° 32' 58" (指宿市開闢川尻小瀬基点標石) 点ア N 31° 10' 21" E 130° 33' 06" 点イ N 31° 10' 19" E 130° 33' 08" 点ウ N 31° 10' 11" E 130° 32' 54" 点エ N 31° 10' 14" E 130° 32' 52" 点オ N 31° 10' 23" E 130° 32' 56"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開闢町の地区
鹿定第14号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷地先	基点, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 57" E 130° 41' 51" (肝属郡南大隅町佐多伊座敷穴口基点標石) 点ア N 31° 06' 04" E 130° 41' 51" 点イ N 31° 06' 11" E 130° 41' 46" 点ウ N 31° 06' 05" E 130° 41' 32" 点エ N 31° 05' 59" E 130° 41' 40"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
鹿定第15号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷上之園地先	基点, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 17" E 130° 40' 45" 点ア N 31° 05' 26" E 130° 40' 48" 点イ N 31° 05' 40" E 130° 40' 40" 点ウ N 31° 05' 32" E 130° 40' 20" 点エ N 31° 05' 18" E 130° 40' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第16号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町船間深井地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 21" E 130° 59' 24" (肝属郡肝付町船間深井基点標石) 点ア N 31° 10' 36" E 130° 59' 25" 点イ N 31° 10' 26" E 130° 59' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第17号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町岸良ステン島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 13' 37" E 131° 01' 48" (肝属郡肝付町 基点標石) 点ア N 31° 13' 26" E 131° 01' 42" 点イ N 31° 13' 24" E 131° 01' 42" 点ウ N 31° 13' 23" E 131° 01' 53" 点エ N 31° 13' 25" E 131° 01' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第18号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町桃之木地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 11" E 131° 07' 31" (肝属郡肝付町小谷鼻の東、穴クグリ前基点標石) 点ア N 31° 17' 11" E 131° 07' 30" 点イ N 31° 17' 28" E 131° 07' 27" 点ウ N 31° 17' 20" E 131° 07' 52"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第19号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町小谷地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 03" E 131° 07' 15" (肝属郡肝付町小谷テンマ石基点標識) 点ア N 31° 17' 07" E 131° 07' 00" 点イ N 31° 17' 21" E 131° 07' 12" 点ウ N 31° 17' 16" E 131° 07' 17"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第20号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町双子瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 46" E 131° 06' 52" (肝属郡肝付町双子瀬基点標柱) 点ア N 31° 17' 05" E 131° 06' 32" 点イ N 31° 17' 05" E 131° 07' 00" 点ウ N 31° 16' 47" E 131° 06' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第21号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町仏崎地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 44" E 131° 05' 36" (肝属郡肝付町仏崎基点標石) 点ア N 31° 16' 44" E 131° 05' 35" 点イ N 31° 16' 54" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 00" E 131° 05' 27" 点エ N 31° 16' 58" E 131° 05' 52" 点オ N 31° 16' 52" E 131° 05' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第22号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町海蔵地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 19' 58" E 131° 06' 05" (肝属郡肝付町海蔵アコウの木の下基点標石) 点ア N 31° 20' 12" E 131° 06' 00" 点イ N 31° 20' 11" E 131° 06' 19" 点ウ N 31° 20' 05" E 131° 06' 16"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第23号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町飯ヶ谷地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 05" E 131° 05' 24" (肝属郡肝付町飯ヶ谷小山基点標石) 基点2 N 31° 20' 09" E 131° 05' 15" (肝属郡肝付町飯ヶ谷イサミ石基点標石) 点ア N 31° 20' 22" E 131° 05' 42" 点イ N 31° 20' 32" E 131° 05' 18"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
鹿定第24号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町東風泊地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 27" E 131° 04' 24" (肝属郡肝付町東風泊次郎石基点標石) 基点2 N 31° 20' 26" E 131° 04' 19" (肝属郡肝付町東風泊鳥糞石基点標石) 点ア N 31° 20' 52" E 131° 04' 48" 点イ N 31° 20' 51" E 131° 04' 23"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
鹿定第25号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日まで	南さつま市坊津町久志網代鼻地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 48" E 130° 12' 17" (南さつま市坊津町久志網代鼻基点標石) 点ア N 31° 17' 49" E 130° 12' 20" 点イ N 31° 18' 07" E 130° 12' 23.5" 点ウ N 31° 18' 02" E 130° 12' 03.5"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町久志